

募集要項等に関する第1回質問に対する回答

1. 募集要項

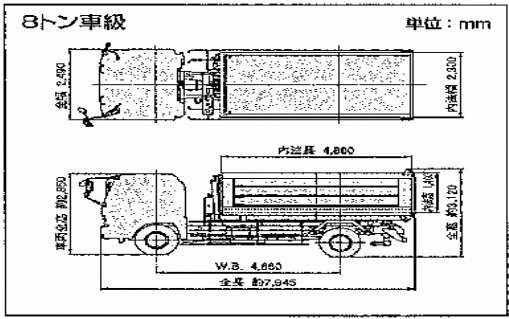
| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答 |
|-----|-------|-----|-----|--------------|---|--|
| 1 | 1 | 第1章 | | | 用語の定義 協力企業とは、「応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負または受託することを予定している者をいう。」とありますが、運営・維持管理業務においても協力企業が存在してもよいとの理解でよろしいでしょうか。その場合、業務分担届出書（応募者の構成）の4. 運営・維持管理業務を行う者の構成区分に、協力企業の記載を追記してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。追記して差し支えありません。 |
| 2 | 5 | 第2章 | 1 | (8) 1) | 建設事業者が建設工事のために事業実施区域内に入構し工事を開始可能となる期日について、ご提示をお願いします。 | 旧破砕工場等の解体工事があるため、令和6年11月1日からを予定しています。 |
| 3 | 5 | 第2章 | 1 | (10) | 「また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。」とありますが、「本市の定める明け渡し時における要求水準」とは、要求水準書（運営・維持管理業務編）P11記載の「5 本業務期間終了時の引渡し条件」であると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 7 | 第2章 | 1 | (13) | 旧破砕工場解体工事が令和6年10月と記載されておりますが、本工事の準備工事（仮囲い等の設置等）は令和6年10月1日より開始出来るものと考えて宜しいでしょうか。 | No2を参照してください。 |
| 5 | 8 | 第3章 | 2 | | 価格審査（開札の日時、開札要領など）に関する記載がございませんが、別途通知されるものと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | 11 | 第3章 | 2 | (6) | 「下記提出書類については、現場説明会当日に…」と記載がありますが、「個別対話当日」と読み替えても宜しいでしょうか。 | ご理解のとおり読み替えてください。 |
| 7 | 18 | 第3章 | 4 | (2) | 本事業の設計・建設業務におけるJV組成についての要件は、実施方針に対する質問回答のNo. 24と同様であると理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 8 | 18 | 第3章 | 4 | (2) 2) | JVの結成の仕方としては、建築物等の建設を行う者(A)及び建築物等の建設を行う者(B)で組成する甲型JVと建築物等の設計を行う者とプラントの設計・建設を行う者での乙型JVでもよろしいでしょうか。 | 運営形態は任意とします。 |
| 9 | 18 | 第3章 | 4 | (2) 2) 1(7) | 本市入札参加資格の登録とは、貴市HP上に公表されている工事請負有資格業者名簿や業務委託有資格業者名簿に登録された者と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 10 | 18 | 第3章 | 4 | (2) 2) ①(イ) | 「一級建築士を配属すること」とありますが、配属させた一級建築士を契約後に不測の事態の際には変更することは可能と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 11 | 18～19 | 第3章 | 4 | (2) 2) 2～4 | 配置する監理技術者資格者証を有する者の専任期間は、『監理技術者制度運用マニュアル』（国土交通省 平成28年12月19日）の「三 監理技術者等の工事現場における専任 (2) 監理技術者等の専任期間」に沿って、それぞれプラント建設・建築物等の建設業務が着手する時点からと理解してよろしいでしょうか。 | 設計・建設業務に係る工期を基本とします。 |
| 12 | 18～19 | 第3章 | 4 | (2) 2) 2～4 | 監理技術者資格者証を有する者の専任配置期間は、監理技術者制度運用マニュアルに「元請が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても請負契約の締結後、現地施工に着手するまでの期間は要しない」と記載があることから、本工事の準備工事開始以降と考えてよろしいでしょうか。 | 設計・建設業務に係る工期を基本とします。 |
| 13 | 19 | 第3章 | 4 | (2) 2) ①～④ | 入札参加資格申請から現地着工まで相当な期間があり、入札参加資格申請時に配置する技術者を確定することは困難なため、参加資格審査書類には記載要件の技術者を複数記載できるものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | 19 | 第3章 | 4 | (2)-2)-②-(イ) | 本施設の建築物等の建設を行う者(A)が配置する専任の配置技術者ですが、実施方針に対する質問回答No25で複数名の申請が認められておりますが、建物用途・規模・工事期間の在籍率・施工経験等の要件は問わないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、(2)-2)-②-(イ)の要件を満たす必要があります。 |
| 15 | 19 | 第3章 | 4 | (2)-2)-②-(イ) | 「参加資格確認基準日までの過去20年間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項または第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設(焼却工場)の建設を担当した実績があること。」とありますが、実績については元請共同企業体の構成員(建築工事担当)の実績と考えてよろしいでしょうか。また、その場合は建築工事を担当する共同企業体構成員の内、最大の出資者であると考えてよろしいでしょうか。 | 前段は、ご理解のとおりです。 後段は、構成員であれば出資比率は問いません。 |
| 16 | 19 | 第3章 | 4 | (2)-2)-②-(イ) | 本施設の建築物等の建設を行う者(A)の一般廃棄物処理施設の建設担当実績ですが、処理能力等の要件は問わないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 17 | 19 | 第3章 | 4 | (2) 2) ④(イ) | 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件として「清掃施設工事にて建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。」とありますが、清掃施設の監理技術者の専任配置期間は、プラント現地工事着工時以降の配置と考えて宜しいでしょうか。 | No11を参照してください。 |

| | | | | | | |
|----|----|-------|---|--------------------------|---|--|
| 18 | 19 | 第3章 | 4 | (2) 2)⑤ | 本事業の運営・維持管理業務における要件は、実施方針に対する質問回答のNo. 32と同様であると理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 19 | 20 | 第3章 | 4 | (2)- 2)-⑤- (イ) | 「参加資格確認基準日までの10年間に於いて、2年以上の運転実績を元請として有すること。」とありますが、運営JVの構成員として運営・維持管理業務を担当した実績でも可と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 20 | 20 | 第3章 | 4 | (2)- 2)-⑤- (イ)-iii | 「事業方式をPFI方式（DBO方式を含む）とするもの。」とありますが、DB+0方式により施設建設後に長期包括業務委託として運転業務を受託している場合も本要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。尚、この場合の施設建設業務と長期包括業務委託の代表企業は同一の企業によるものとします。 | DB+0方式は不可とします。 |
| 21 | 19 | 第3章 | 4 | (2) 2)5(ウ) | 「現場総括責任者かつ廃棄物処理技術管理者として運営開始後2年間は配置できること」と記載がございますが、特別な事由がある場合には、運営開始後2年が経過する前に人員の変更を行うことは可能でしょうか。また、複数人の提出を認めていただけますでしょうか。 | 前段、後段ともに可とします。 |
| 22 | 20 | 第3章 | 4 | (2) ⑤(ウ) | 現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者を「運営開始後2年間配置できること」との記載がございますが、本事業の参加資格申請から実際に人員が配置されるまでの期間が長期になることから、配置技術者に不測の事態があった場合には、配置技術者の変更をお認め頂けると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 23 | 20 | 第3章 | 4 | (2)- 2)-⑤- (ウ) | 長期包括業務委託における現場総括責任者としての経験でも可と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 20 | 第3章 | 4 | (2) 2)5(エ) | 必要な資格者を配置できることを証する資料として、運営・維持管理業務を行う者の必要資格毎の有資格者数を記載した書類を提出することでよろしいでしょうか。 | 可としますが、他に想定する配置人員、保有資格なども記載してください。 |
| 25 | 21 | 第3章 | 5 | (2) 2) | (ウ) 価格審査において提案上限価格の記載がございますが、設計・建設業務および運営・維持管理業務毎の内訳や上限は無いものと理解して宜しいでしょうか。 (設計・建設業務と運営・維持管理業務の合計額が提案上限価格以下であれば提案上限価格を超えることは無いと理解して宜しいでしょうか)。 | 各内訳の上限設定はありません。 |
| 26 | 22 | 第4章 | 2 | | 「電気により温水を作り、供給すること。」とありますが、要求水準書（設計・建設業務編）P79の温水供給設備に記載がある通り、温水供給ではなく、温水による熱供給であると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 27 | 23 | 第4章 | 6 | (2) | 「リスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。」とございますが、リスク分担表（案）を別途ご提示頂けると考えて宜しいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）及び運営業務委託契約書（案）にてご判断ください。 |
| 28 | 23 | 第4章 | 6 | (2) | 「想定されるリスク分担の詳細は事業契約書（案）において定める」と記載ありますが、公告資料にございませんのでご提示をお願いします。 | No27を参照してください。 |
| 29 | 23 | 第4章 | 6 | (2) | 事業契約書（案）とは、p31添付資料1契約スキームの基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約を指すと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 30 | 24 | 第5章 | 2 | (1) | 特別目的会社の本店所在地について、事業実施場所に登記してもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 31 | 25 | 第4章 | 4 | (3) | 建設事業者は、事前に「特定建設工事共同企業体協定書」、「委任状（共同企業体代表者への委任状）」を袋綴じしたものを提出すること、との記載がございますが、特定建設工事共同企業体協定書の締結は、建設工事請負仮契約の事前であれば時期は問われないものと理解して宜しいでしょうか。 | 優先交渉権者決定日から仮契約締結日前までに提出してください。 |
| 32 | 25 | 第5章 | 4 | (3) | 建設工事請負契約において、「※建設事業者は、事前に「特定建設工事共同企業体協定書」、「委任状（共同企業体代表者への委任状）」を袋綴じしたものを提出すること」とありますが、優先交渉権者決定後に提出と考えてよろしいでしょうか。また、書式は貴市HP内にある「福島市共同企業体取扱要綱」に則することでよろしいでしょうか。 | 前段はNo31を参照してください。 後段は、ご理解のとおりです。 |
| 33 | 25 | 第5章 | 4 | (4) | 「焼却後の最終生成物の運搬を第三者に委託する際」と有りますが、最終生成物とは具体的にご教示いただけませんでしょうか。 | 「なお、特別目的会社が、焼却後の最終生成物の運搬を第三者に委託する際、これが廃棄物運搬の再委託に該当する場合は、当該業務に関して三者契約を締結するものとする。」とした文章は削除します。 |
| 34 | 25 | 第5章 | 4 | (4) | 運営業務委託契約の締結に関し、「特別目的会社が、焼却後の最終生成物の運搬を第三者に委託する際、これが廃棄物運搬の再委託に該当する場合は、当該業務に関して三者契約を締結するものとする。」とありますが、32頁の添付資料2では、新施設から発生する「焼却灰・飛灰」、「有価物」ともに、その運搬業務は民間事業者の業務範囲に含まれておりません。両者の間に齟齬が生じていると思われそうですが、どちらが正しいのでしょうか。 | No33を参照してください。 |
| 35 | 32 | 添付資料2 | | | 本資料の民間事業者業務範囲と要求水準書（設計・建設業務編）P52 2節 4 ダンプボックスに「有価物」という記載がありますが、具体的に何を想定しているかご教示いただけないでしょうか。また、有価物を回収する場合は運搬、引き取り先（再資源化業者）との契約も事業者所掌という理解で宜しいでしょうか。 | 前段は、可燃ごみに混入している鉄・アルミ等の資源化できるものを想定しています。 後段は、事業者が回収し市へ引き渡すものとします。 |

| | | | | | |
|----|----|-------|---|---|---|
| 36 | 32 | 添付資料2 | | <p>新施設から有価物を回収し再資源化業者に引き渡すフローとなっていますが、搬入ごみから有価物を回収する方法の提案を求めている、という理解でよろしいでしょうか。</p> | 修正いたします。(焼却後に有価物を回収する提案は求めません。) |
| 37 | 32 | 添付資料2 | | <p>温水製造が緑枠の範囲外のため事業者範囲外のように見受けられますが、要求水準書P79に記載の通り、温水供給設備は事業者所掌と理解してよろしいでしょうか。</p> | ご理解のとおりです。 |
| 38 | 33 | 添付資料3 | | <p>電気の売電に関しては事業者となっております。一方運営業務委託契約書(案)のP7 第17条の2項では、「受注者は、当該売電契約の締結等に必要業務について発注者に協力すると共に、業務期間を通じて売電量が多くなるよう努めるものとする。」と記載がございますが、 1当該売電契約の締結等に必要業務については発注者に協力を受注者が行うとの認識でよろしいでしょうか。 2法令や制度変更、社会情勢により変動が大きいため、売電契約の際の単価保証はないと考えてよろしいでしょうか。 3売電契約は単年度契約も可と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>1運営業務委託契約書(案) 第17条第2項の「当該売電契約の締結等に必要業務について発注者に協力すると共に、」との部分を削除します。 2単価変更による事業者の負担はありません。 3売電契約の年数については、現時点では判断しかねます。</p> |
| 39 | 33 | 添付資料3 | | <p>添付資料のユーティリティーに下水道の記載がございませんが、上水道と同じ契約者及び料金支払い者と考えてよろしいでしょうか。また、下水道料金に関しては放流量での減免申請が可能と考えてよろしいでしょうか。</p> | 本計画敷地は、下水道供用開始区域ではありませんので、合併浄化槽により生活排水を浄化し放流する必要があります。 |
| 40 | 33 | 添付資料3 | | <p>資源化工場及びヘルシーランド福島の買電契約者及び料金支払い者は事業者となっておりますが、各施設の運営は貴市範囲となっております。そのため、省電力化を目指した運用を事業者で行うことは困難です。入札公告資料で提示された資源化工場やヘルシーランド福島の使用電力量と実際異なる場合、その差額を貴市に請求できると考えてよろしいでしょうか。</p> | 通常は、両施設への送電は、本施設での発電により賄うことが出来るかと想定しております。本施設が運転停止の際には、買電により、両施設への送電が必要となりますので、2-1. 要求水準書(設計・建設業務編)に対する質問No20の回答を参考に買電額を想定してください。なお、その量と実際の差額は事業者負担となります。 |
| 41 | 33 | 添付資料3 | | <p>焼却工場の売電契約は事業者ですが、売電収益は貴市の所掌となっております。売電契約については事業者が契約し、貴市が売電収益を受け取るかと考えてよろしいでしょうか。</p> | ご理解のとおりです。 |
| 42 | 33 | 添付資料3 | | <p>小動物焼却施設の電話の契約者が事業者となっておりますが、「本市」もしくは「一」の誤記と考えてよろしいでしょうか。</p> | 「本市」と修正します(管理棟との内線電話等を想定しています。) |
| 43 | 35 | 添付資料4 | 3 | (1) 表2において運営固定費はごみ量変動があった場合に「改定しない」とのご記載がございますが、災害時等のごみ量増加の場合には費用負担等について協議させて頂けるものと理解して宜しいでしょうか。 | 災害時等のごみ量増加の場合には、運営変動費にて協議させていただきます。 |
| 44 | 37 | 添付資料4 | 3 | (3) 表3に提示された物価改定に用いる指標のうち、人件費の指標については、現金給与総額指数 事業所規模30人以上を使用してもよろしいでしょうか。 | 募集要項記載のとおりです。 |
| 45 | 37 | 添付資料4 | 3 | (3) 提示された指標と異なる指標を提案する場合は、どの様にすればよろしいでしょうか。 | 事業提案書に関する提出書類(事業提案書類)の最終ページ(様式番号なし)に任意様式にて添付して下さい。 |

2-1. 要求水準書（設計・建設業務編）

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答 |
|-----|-----|-----|-----|--------------|--|--|
| 1 | 1 | 第1章 | 第1節 | 1 2) (3) | 施設で発生する排出物の減容化・再資源化を検討し、最終処分場の延命化を図る施設とします。とありますが、これは灰の再資源化提案を求めているのではなく、最終処分量を低減する観点における再資源化提案を求めている、と理解してよろしいでしょうか。 | 最終処分場の延命化に寄与できる提案を求めます。 |
| 2 | 2 | 第1章 | 第1節 | 6 | 建設予定地面積 添付資料5として、用地CADデータ頂いておりますが、添付資料1、添付資料2に示されている1期工事、2期工事の敷地境界(赤線、青線)、面積、および 2期工事施工範囲(施工範囲(青着色)、解体対象(赤着色))を示す図のCADデータについて提供ください。 | 後日CD等に提供いたします。 |
| 3 | 3 | 第1章 | 第1節 | 7-2)- (1) | 「工事中における車両動線は、工事関係者、廃棄物搬入出車両、一般車両等の円滑な通行が図られるものとする」とありますが、募集要項P7関連工事スケジュールに記載がある別途工事の東側市道狹隘部分改良工事市道拡幅工事や電柱及びNTT柱移設工事電柱移設工事の施工時期は、本事業期間内でしょうか。また、その他影響のある近接する工事の予定があればご教示下さい。 | 事業期間内と考えておりますが、時期については調整させていただきます。なお、近接する工事はありません。 |
| 4 | 4 | 第1章 | 第1節 | 8-3)- (1) | 工場立地法による緑化率、環境施設面積率について、今回の整備範囲のみで達成不可能な場合は、現焼却工場敷地を含む全体敷地で達成するよう計画することとなっております。本事業着工時に敷地内に存在する建築物等の建築面積、延床面積、建蔽率が分かる資料を提供願います。 | 二期工事終了後に要件を満たす計画としてください。二期工事範囲で既設建物として残るのは資源化工場（建築面積1,387.05㎡、延べ床面積1,674.80㎡）のみです。 |
| 5 | 5 | 第1章 | 第1節 | 8-5)- (4) | 河川放流する排水の接続先は、敷地西側の県道沿いにある排水側溝のどこでも可能と考えてよろしいでしょうか。また、接続する排水側溝の構造がわかる詳細図を提供願います。 | 前段は、添付資料4のとおりとします。 後段は、後日CD等に提供いたします。なお、当該側溝は県道となりますので、県への道路法24条の申請を行った上で接続していただくようになります。 |
| 6 | 6 | 第1章 | 第2節 | 1 3) | 搬入ごみの月変動係数は、貴市ホームページで公表されている福島市清掃事業概要(II清掃事業 5. ごみ処理 A. ごみ処理 (9)月別ごみの排出量)から読み取ることによろしいでしょうか。(読み取ることができる最新実績は平成30年度) | 今回提供する3か年のデータより算出してください。 |
| 7 | 6 | 第1章 | 第2節 | 1 3) | 運営期間における年度毎の計画ごみ量の変動は考慮しないものと理解してよろしいでしょうか。 | 年間処理量の変動はないものとしてください。 |
| 8 | 6 | 第1章 | 第2節 | 1-3) | 一般ごみ及び可燃性粗大ごみが26,352tとありますが、月・日毎のごみ種別搬入量をご教示下さい。 | 26,352 tは、新工場で処理する想定値となりますので、今回提供する3か年のデータより推定してください。 |
| 9 | 6 | 第1章 | 第2節 | 1-3) | し尿汚泥の年間処理量が2,920tとありますが、この時の汚泥含水率をご教示下さい。(含水率により、処理量も変わると思いますので確認するものです) | 77.5%を想定しております。 |
| 10 | 6 | 第1章 | 第2節 | 1-3) | し尿汚泥の年間処理量が2,920t、平日7～10t/日を搬入となっておりますが、年間52週、平日5日/週とすると、計算上平日搬入量は2,920t/(52週×5日/週) =11.2t/日となり、平日搬入量と整合がないように見受けられます。(お盆、正月休みを考慮するとさらに増加します)。実際の日搬入量はどのようになるかご教示下さい。 | 現在、し尿処理汚泥は下水道処理汚泥と混合処理されているため、年間2,920 t (8 t/日) は想定数量となります。 年間稼働日数により日搬入量を算出してください。 |
| 11 | 6 | 第1章 | 第2節 | 1-3) | 計画ごみ量の「小動物(段ボール又は布に包む等様々)」について、段ボールなどの梱包物は小動物と分別せずに小動物焼却炉で処理されると考えてよろしいでしょうか。 | 小動物梱包材の焼却については、場合により異なります。なお、焼却作業は市の所掌となります。 |
| 12 | 6 | 第1章 | 第2節 | 1 3) | 「イノシシ(狩猟・野良 狩猟：1日の搬入上限8頭)」とあります。 11/10現地説明会の際に、イノシシの受入に関しては、搬入車両からの荷卸し、ダンピングボックスへの投入は、搬入者が行っていること教示いただきました。 本施設運営開始後においても、イノシシの受入に関しては既設と同様の対応と考えて宜しいでしょうか。 | 原則は搬入者が行いますが、必要に応じて補助してください。 |
| 13 | 6 | 第1章 | 第2節 | 1-3) | 計画ごみ量の「イノシシ(狩猟・野良 狩猟：1日の搬入上限8頭)」について以下ご教示下さい。 ① 搬入者により、所定場所へ搬入いただき、事業者は誘導のみと考えてよろしいでしょうか。 ② 搬入者により大型のものを所定サイズまで処理していただくことは可能でしょうか。 | ①No12を参照してください。 ②搬入後の処理は全て事業者所掌とします。 |
| 14 | 6 | 第1章 | 第2節 | 1-3) | 計画ごみ量の「不燃ごみ(積替え・保管)、不燃性粗大ごみ(積替え・保管)、資源物(積替え・保管)」がストックヤードの対象と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 7 | 第1章 | 第2節 | 5 | ストックヤード対象ごみ搬入車の台数についてご教示ください。また、この車両は受付のみで計量しないとのことですが、受付は計量室で従事する貴市の計量員が対応するのでしょうか(この場合計量機を通過します)。それとも、ストックヤードで受入対応する貴市の職員が受付も行うのでしょうか(この場合計量機を通過しません)。 | 前段は、添付資料 1 2 を参照ください。 後段は、計量室で本市計量員が受付しますが、その際計量は行わないこととします。 なお、受け入れの職員は別です。 |

| | | | | | | |
|----|--------|-----|-----|---------------|---|--|
| 16 | 7 | 第1章 | 第2節 | 5 | <p>移動式コンテナ車の使用用途をご教示願います。積載能力8トンから判断すると以下車両相当と考えますが(車両全長約8m、コンテナサイズは長さ4.8mで容量15m3程度のもの)、車両全長は9mではなく、8mと考えてよろしいでしょうか。違う場合は、車両図面についてご提示をお願いします。また、計量機を使用する場合はWBについてもご教示願います。</p>  | <p>プラスチック残渣の搬入用です。なお、移動式コンテナ車はダンピング機能にてごみの排出を行い、プラットホーム内でのコンテナの着脱は行いません。 現在使用しているのは4トン車のため修正いたします。</p> |
| 17 | 7 | 第1章 | 第2節 | 5 | <p>業務用車両に移動式コンテナ車がありますが、用途及び使用方法をご教示下さい。</p> | <p>No16を参照してください。</p> |
| 18 | 7 | 第1章 | 第2節 | 5-注1) | <p>し尿汚泥は深ダンプ車(現在は12t、7t車)とありますが、一覧表に記載がありません。新焼却施設への搬入は、10t深ダンプ車で搬入されると考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |
| 19 | 8 | 第1章 | 第2節 | 7-1) | <p>「焼却工場は施設として90日以上連続運転が行えるように計画すること」とありますが、2炉同時ではなく、ごみ焼却が90日以上連続で処理できればよいと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |
| 20 | 8 | 第1章 | 第2節 | 7-2)-(6) | <p>事業収支計画に電力料金を適正に見込むため、ヘルシーランド福島の年間の時間別消費電力量・時間別温水供給熱量と、資源化工場の年間の時間別消費電力量をご教示下さい。</p> | <p>添付資料10・11のそれぞれの使用電力量を参照してください。 温水供給熱量は開示できるものではありません。</p> |
| 21 | 8 | 第1章 | 第2節 | 7-2)(10) | <p>受電方式は特別高圧1回線受電となっておりますが、高圧受電への変更提案は可能でしょうか。</p> | <p>最大限の売電を行うため、特別高圧とします。</p> |
| 22 | 8 | 第1章 | 第2節 | 7-2)(10) | <p>受電方式は特別高圧1回線受電となっておりますが、貴市で想定している接続検討時期と鉄塔建設等の電気事業者様の工事内容・スケジュールについて開示をお願いします。</p> | <p>現時点では、地下埋設による引込を検討中です。決定時期については、令和5年1月末頃を目途としております。</p> |
| 23 | 9 | 第1章 | 第2節 | 10 | <p>各種排ガス基準は$O_2$12%換算ですが、乾きガス基準と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |
| 24 | 10 | 第1章 | 第2節 | 10-2) | <p>公害防止基準の2)排水基準値について、生活排水を処理する浄化槽に求められる性能として、日間平均値(化学的酸素要求量(COD)：(日間平均20)等)は参考とし、計画流入水質に対する計画放流水質の各数値が最大放流基準値以下(化学的酸素要求量(COD)の場合であれば、25以下)の性能を有するものとして大臣認定を取得した浄化槽を選定すると考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>要求水準書に示す排水基準値を満たす仕様としてください。</p> |
| 25 | 10 | 第1章 | 第2節 | 10-2) | <p>公害防止基準の2)排水基準値(1)生活環境項目について、環境影響評価準備書 要約書 表2-4-7の目標値を採用されていると思われませんが、比較されている既存施設およびあらかわクリーンセンターの浄化槽仕様についてご提供いただけないでしょうか。</p> | <p>要求水準を満たす仕様としてください。</p> |
| 26 | 13, 14 | 第1章 | 第2節 | 10-3), 4), 5) | <p>騒音、振動、悪臭基準の敷地境界線とは、二期工事を含めた全敷地の境界と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>一期工事部分のみとします。</p> |
| 27 | 15 | 第1章 | 第2節 | 11-2) | <p>焼却灰及び飛灰処理物に係る基準に水銀含有基準の記載がありますが、水銀含有量は焼却ごみに由来し、事業者では対応できませんので、実施方針質問回答No. 50の通り、参考値と理解してよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |
| 28 | 15 | 第1章 | 第2節 | 11-2) | <p>焼却灰及び処理飛灰の基準に水銀含有基準がありますが、水銀含有量は搬入ごみに左右され事業者でコントロールすることができません。水銀含有量は、保証値ではなく、参考値と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>No27を参照してください。</p> |
| 29 | 22 | 第1章 | 第5節 | 3-2) | <p>実施方針質問回答No48より、試運転期間中ヘルシーランド福島へ温水供給する為の経費(電力)も受注者負担と理解しますが、既設あぶくまクリーンセンターからの蒸気供給停止以降、新施設から供給する温水供給必要熱量[MJ/日]及び電力送電切替以降、新施設から送電する必要電力量[kWh/日]をご教示願います。また、資源化工場への送電電力量についても同様に受注者負担であれば、電力送電切替以降、新施設から送電する必要電力量[kWh/日]をご教示願います。</p> | <p>No20を参照してください。</p> |

| | | | | | | |
|----|----|-----|------|-----------------------|---|--|
| 30 | 24 | 第1章 | 第6節 | 2) 2) 排ガス | p9 第1章第2節10)に記載の水銀濃度、その他の物質(指定有害物質)についての記載がありませんが、これらは引渡試験保証項目ではなく参考値と理解してよろしいでしょうか。引渡性能試験保証項目に含まれる場合、試験方法についてご提示をお願いします。 | 水銀濃度は、保証項目とし、以下のとおりとします。 (1) 測定場所：集じん設備の入口及び出口以降において監督員の指定する箇所 (2) 測定回数：各炉2回/箇所以上 (3) 測定方法は、JISK0222による。 その他の物質(指定有害物質)は、保証項目とし、試験方法は要求水準書P9に示すとおりとします。 |
| 31 | 25 | 第1章 | 第6節 | 2-2) | 番号：4,5 引渡性能試験方法の一覧に焼却灰と処理飛灰の水銀含有量の測定方法がありません。測定方法をご教示下さい。また、水銀含有量は搬入ごみに左右されるため測定結果は参考と考えてよろしいでしょうか。 | 前段は、要求水準書のとおりとします。 後段は、No27を参照してください。 |
| 32 | 25 | 第1章 | 第6節 | 2-2) | 番号：6,7 騒音、振動測定時には資源化工場停止中と記載がありますが、既設あぶくまクリーンセンターも停止中と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 33 | 25 | 第1章 | 第6節 | 2-2) | 番号：6,7,8 騒音、振動、悪臭の測定地点数及び予定測定位置をご教示下さい。 | 監督員の指示に従ってください。 |
| 34 | 26 | 第1章 | 第6節 | 2-2) | 番号:14 非常用発電機の引渡性能試験方法は、使用開始前の消防検査(試験方法は非常電源(自家発電設備)試験結果報告書に準じます。)の合格をもって性能試験に代えるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 31 | 第1章 | 第8節 | 4) 3) | 水道管引込工事は工事範囲外、上水負担金は建設工事業者負担(要求水準書/設計・建設業務編p42)との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 36 | 33 | 第1章 | 第9節 | 3) 3) | 二期工事である跡地利用計画図の作成については、受注者に対する要求であり、応札者の基礎審査に関する提出書類には含まれないという理解でよろしいでしょうか。 | 様式5-6の「1 全体配置図及び動線計画図」として、本工事終了時点と二期工事終了時点の両図面を提出してください。 なお、図面の範囲は、敷地全体(1期工事エリア+2期工事エリア)としてください。 |
| 37 | 33 | 第1章 | 第9節 | 3) 3) | 二期工事である跡地利用計画について、非価格要素審査において、全体配置及び施設設計計画の項目や脱炭素社会への貢献の項目(先進的な提案)、意匠計画及び外構計画の項目等の審査対象と理解してよろしいでしょうか。 | 審査対象としません。ただし、脱炭素社会への貢献の項目(先進的な提案)における跡地活用を前提とした本工事業で実施する事前準備(例：工場内に機器設置スペースを見込む、排ガス取出口の設置など)は審査対象とします。 |
| 38 | 33 | 第1章 | 第9節 | 3-3) | 現焼却工場跡地整備関連工事(施工対象外)の計量棟等の電気取合は、敷地境界付近にハンドホールを設置し、ハンドホール迄の埋設配管の施工が事業者範囲で、二期工事にて実施される配線工事(例えば搬入用計量棟と搬出用計量棟の間)は、貴市範囲と考えてよろしいでしょうか。 | 新たな計量棟までの配線工事は別途工事とするため、本工事では対応不要です。ただし、新たな計量棟への電気の取り出しが可能なように、盤には予備を確保してください。 |
| 39 | 34 | 第1章 | 第9節 | 3-3)- (1) | 「跡地整備範囲整備想定建物配置図(計量棟、ストックヤード、屋外トイレ)」とありますが、配置図の提案に際して必要な以下の情報についてご教示下さい。 ・計量棟に配置する計量機の台数 ・ストックヤードの仕様(本事業と同一仕様と考えてよろしいでしょうか。) ・屋外トイレの使用者(持込者・収集車作業員)・数量 ・計量棟・ストックヤード・資源化工場に従事する貴市職員数 ・跡地整備用地に必要な駐車場台数 | ・本工場用計量棟に配置する計量機の台数-2台 資源化工場用計量機の台数-1台 ・ストックヤードの仕様-本事業と同様のスペースを確保 ・屋外トイレの使用者-持込者、収集車作業員、計量棟従事者)・数量-提案による。 ・計量棟・ストックヤード・資源化工場に従事する市職員数(想定)計量棟(3名)、ストックヤード(3名)、資源化工場(市2名、委託業者8名) ・跡地整備用地に必要な駐車場台数-上記人数を参考にご提案ください。(資源化工場用10台程度、ヘルシーランド福島用駐車場含む) |
| 40 | 34 | 第1章 | 第9節 | 3) 3) (2) (3) ③ | 跡地整備外構図は事業者範囲と記載されていますが、二期工事における解体対象物に関する必要図書の作成については事業者の所掌外という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 41 | 34 | 第1章 | 第9節 | 3-3)- (3)-② | 「本整備範囲と跡地整備範囲を含めた範囲で工場立地法の規制(生産施設面積規制、緑地等面積規制等)を満足させること。」とありますが、対象範囲は添付資料1に示す建築基準法上の全敷地面積と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 42 | 41 | 第1章 | 第12節 | 3-2) | 現場代理人や監理技術者の配置について、工事の進捗に合わせて技術者を適正配置するという観点から、先行する土木建築工事の期間は土木建築担当会社が常駐管理を行い、プラント工事着工後はプラント工事が常駐管理を行うものと考えてよろしいでしょうか。 | 適正に管理できることを条件に変更を可とします。 |
| 43 | 42 | 第1章 | 第12節 | 3-5)- (2) | 電気主任技術者の監督範囲に資源化工場とヘルシーランド福島の2施設がありますが、各施設に相応の代務者が配置され点検・保守・維持管理を実施し、電気主任技術者は保安点検実施前の内容の確認、実施後の実施報告の確認をすることが、2施設に対する職務と考えてよろしいでしょうか。 | 資源化工場及びヘルシーランド福島に係る運営維持管理は電気主任技術者による電気設備の保安点検も含め、本市にて実施します。 |

| | | | | | | |
|----|----|-----|------|----------|--|---|
| 44 | 42 | 第1章 | 第12節 | 4 | 電気の引き込み工事負担金は本市負担とする。とありますが、電気事業者への接続検討は貴市が行うという理解で良いでしょうか。それとも建設事業者が行うのでしょうか。 | 接続検討は本市で行いますが、現在協議中です。 |
| 45 | 42 | 第1章 | 第12節 | 4 | 本施設に関する上水及び電話等の取合点からの本施設までの接続等に関する工事は、建設事業者の負担とする。とありますが、上水及び電話等の取合点からの本施設までの接続等に関する工事の負担金をご提示をお願いします。 | 要求水準書を修正します。上水の加入金及び電話の加入権については、本市負担とします。 |
| 46 | 42 | 第1章 | 第12節 | 4 | 電気の引込について、東北電力ネットワーク様と事前相談、接続検討の申し込み等の協議の内容（電圧・回線数の確認、取合点の遮断電流値及び受電遮断器の推奨遮断電流値、電力会社様の工事実施工程、その他特記事項等）を提供願います。 | 現時点で協議中ですので、提供出来る状況になり次第ご提供いたします。 |
| 47 | 42 | 第1章 | 第12節 | 4 | 東北電力ネットワーク様所掌電気工事（系統連系に関わる工事）期間が、本事業工程内の適切な時期に終了しない場合、追加費用、工期について協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 48 | 47 | 第2章 | 第1節 | 7 2) | 「本施設の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年版)」より、構造体をⅡ類(重要度係数1.25)、建築非構造部材をA類、建築設備を甲類とすること。」とあります。プラント鉄骨の耐震設計は、「火力発電所の耐震設計規程(2019)」の耐震設計手順に基づき、保有耐力設計が必要なものは重要度係数1.25として設計すると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 49 | 49 | 第2章 | 第2節 | 1 2) | 「搬入用2基(二期工事に於いて搬出用計量棟を整備するまでは、搬入搬出用兼用とする。）」とありますが、2基の使用方法については、渋滞状況や周回時の安全面を考慮して、提案しても良いでしょうか。それとも、1基が委託許可車両用、1基が一般市民用(自己搬入車用)、等の使用方法に指定がありますでしょうか。 | 2基の計量器は委託許可車両用と一般市民用として計画しておりますが他の提案も可とします。 |
| 50 | 49 | 第2章 | 第2節 | 1 5) (3) | ごみの計量は、全ての車両搬入と搬出時に2回計量を行う。とありますが、灰搬出車両は1回計量(車両は登録されていて、積込後のみ計量)と理解してよろしいでしょうか。 | 最終処分場で計量するため、中間処理施設搬出時には計量しません。 |
| 51 | 55 | 第2章 | 第2節 | 7 | 可燃性粗大ごみ処理装置への可燃性粗大ごみの投入方法については、車両からの直接ダンプ、重機による投入、人力での投入などいずれかは事業者提案でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 52 | 79 | 第2章 | 第6節 | 2 | 温水供給設備供給熱量について最大 1,926 MJ/hのご要求ですが、供給する温水の流量や往復の温度差は事業者からの提案との理解でよろしいでしょうか。貯湯槽を置くなどにより時間帯別の負荷を平準化してピーク負荷を抑えることができれば、供給熱量は要求水準の1,926MJ/h未満としてもよろしいでしょうか。 | 前段、後段ともにご理解のとおりです。 |
| 53 | 79 | 第2章 | 第6節 | 2 | 温水供給設備について、以下の点をご教示願います。 1. 最大供給熱量は1,926MJ/h程度でご提示いただいておりますが、熱源設備等の容量算定のため季節別、時刻別の熱需要状況が分かる資料もご提示願います。 2. 供給温水の受け手側となるヘルシーランド福島側の設備仕様(名称、仕様、能力、メーカー名、型番等)をご教示願います。 3. ヘルシーランド福島側の設備との配管取り合い点と接続形状をご教示願います。 | 1. 提供できる資料はありません。 2. 現在未定です。 3. 取り合い点は境界東側を予定しておりますが、形状は提案といたします。 |
| 54 | 79 | 第2章 | 第6節 | 2 | 温水供給設備の検討を行うにあたり、既設のヘルシーランド福島への月別、日別、時刻別の蒸気による供給熱量をご教示いただけますでしょうか。 | 提供できる資料はありません。 |
| 55 | 79 | 第2章 | 第6節 | 2 | 温水供給設備の温水配管の工事所掌は敷地境界までと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 56 | 79 | 第2章 | 第6節 | 2-4) | ヘルシーランド福島向け温水供給設備の供給熱量最大1,926MJ/hは、添付資料13 ヘルシーランド福島フロア図の空調設備系統図に記載の「プール用熱交換器熱量160,000kcal/h」、および「貯湯槽熱量300,000kcal/h」の合計値と推察されます。プール用熱交換器部分でクロスコネクションがあった際に貯湯槽系統が汚染されることを避けるため、系統分けを行う予定ですが、それぞれの系統の熱量は添付資料13に記載の通りと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 57 | 79 | 第2章 | 第6節 | 2-4) | ヘルシーランド福島へ温水による熱供給を行う際の配管取り合い点をご教示下さい。 | No53を参照してください。 |
| 58 | 82 | 第2章 | 第7節 | 5 1) | 「電動機軸直結ターボ型」とありますが、押込送風機と同様にメンテナンス性を考慮し、電動機接続方式についてはカップリング方式を含む事業者提案とさせていただきますでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 59 | 92 | 第2章 | 第9節 | | プラント用水には上水を使用することとありますが、参考データとして上水の水質分析データをご提示をお願いします。 | 後日CD等に提供いたします。 |
| 60 | 96 | 第2章 | 第10節 | 1 | ごみピット排水は、一旦ごみ汚水貯留槽に貯留された後、炉内噴霧によって蒸発酸化処理するものとする。とありますが、既設あぶくまクリーンセンターの現状や、メンテナンス・経済面へのメリットを考慮し、ピット循環(ピット内のごみと共に焼却処理する)方式を提案してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |

| | | | | | | |
|----|-----|-----|------|--------------|---|--|
| 61 | 99 | 第2章 | 第10節 | 3 | 「資源化工場のプラント排水を本施設の排水処理設備に接続する」とありますが、その排水量（日量、瞬時最大量）、接続配管口径、供給圧力をご教示下さい。送水ポンプがあればその能力をご教示下さい。 | 日平均排水流量0.1m ³ 程度ですが、それ以外のデータはありません。 |
| 62 | 99 | 第2章 | 第10節 | 3 | 実施方針質問回答No.112より公告時に提示しますとされていた資源化工場のプラント排水流量(最大及び平均)と排水の水質についてご提示をお願いします。 | No61を参照してください。 |
| 63 | 99 | 第2章 | 第10節 | 3 | 排水処理設備の仕様決定のため、排水処理設備に見込むべき資源化工場で発生するプラント排水の発生量(日平均)および水質データをご教示いただけますでしょうか。 | No61を参照してください。 |
| 64 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2-2-1 | 特高受電用のガントリー仕様を決定するために下記のデータを提供願います。提供が難しい場合は、本ガントリーを貴市（東北電力ネットワーク様）所掌に変更していただけないでしょうか。 ①引込み先鉄塔の位置（標高データ含む。）及び引込線・架空地線の高さ ②引込み先鉄塔から引込線の推奨掘付角度範囲 ③引込線及び架空地線の仕様、条数、各引留張力 ④東側市道に隣接した電柱移設後の、特高引込線交差箇所における、架空地線・配電線の高さ ⑤東北電力ネットワーク様からの要求事項 | No22を参照してください。 |
| 65 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2-2-1-4)-(1) | 「今後の電力会社との協議により、地下埋設による引込に変更となる場合がある。」とありますが、その決定時期をご教示下さい。募集要項等に関する第1回質問に対する回答・公表日と考えてよろしいでしょうか。 | No64を参照してください。 |
| 66 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2-2-1-4)(1) | 今後の電力会社との協議により、地下埋設による引込に変更になる場合は、工事内容の変更対象となると理解してよろしいでしょうか。 | No64を参照してください。 |
| 67 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2-2-2 | 「特別高圧受電盤を工場棟内に設置すること。」とありますが、受電点(責任分界点)から特別高圧受電盤までは、構内地絡・構内短絡保護に対して、無保護となります。無保護区間を最小化するため、東北電力ネットワーク様発行系統アクセス検討基準（特別高圧）p.43の「送電設備の形態により、責任分界点に発電者の開閉装置の施設が必要となる場合がある。」の記述を考慮して、特別高圧受電盤の受電点(ガントリー)を専用建屋に配置することを提案してもよろしいでしょうか。 | No64を参照してください。 |
| 68 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2 | 鉄塔（ガントリー）について、添付資料4に設置予定箇所の記載がありますが、詳細な位置計画をするために、敷地外から鉄塔（ガントリー）への特高ケーブルの引込ルートをご教示いただけますでしょうか。 | 現在、地下埋設（ガントリー不要）にて協議中です。 |
| 69 | 104 | 第1章 | 第11節 | 2-2-4-4)-(1) | 資源化工場およびヘルシーランド福島へ高圧電源を配電しますが、 ① 両施設の配置図（受電盤の設置されている部屋の位置、部屋の盤配置） ② 両施設の受電盤図面（単線結線図、回路図、部品表、盤内部機器配置図） ③ 取合点から「資源化工場」、高圧引込取合点から「ヘルシーランド福島」各受電盤迄の現状の配線配管工事図を提供願います。 | 後日CD等に提供いたします。 |
| 70 | 104 | 第1章 | 第11節 | 2-2-4-4)-(1) | 資源化工場、ヘルシーランド福島への送電工事に関し、各施設の高調波流出量は接続検討申込書に添付する高調波計算書には、考慮不要と考えてよろしいでしょうか。 | 現時点で電力会社との高調波対策については協議されておらず、不要と考えています。必要な場合は別途調査が必要です。 |
| 71 | 104 | 第1章 | 第11節 | 2-2-4-4)-(1) | 資源化工場、ヘルシーランド福島への配電工事について、現況の資源化工場、ヘルシーランド福島の施設内での改造・盛替え工事等あればご教示下さい。 | 配電工事の方法等により工事内容は異なると思われますので、提供する図面等により検討してください。また、当該工事は事業者の所掌とします。図面は、後日CD等により提供いたします。 |
| 72 | 104 | 第1章 | 第11節 | 2-2-4-4)-(1) | 資源化工場、ヘルシーランド福島へ電気供給、温水供給がありますが、現設備との切替工事ができる期間と切替完了期限をご教示下さい。 | 令和9年度にヘルシーランド福島の改修工事を予定しており上記の工事も実施しますので、試運転期間中には切替を完了してください。 |
| 73 | 105 | 第2章 | 第11節 | 4 2) | 「440V用動力主幹盤」とありますが、「400V級」と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 74 | 109 | 第2章 | 第11節 | 7 | 非常用発電設備から資源化工場とヘルシーランド福島への送電は見込まなくても良いという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 75 | 112 | 第2章 | 第11節 | 10 5)(1) | 送電線の配線工事は、整備範囲内の南端境界付近とし、取合点には接続用のハンドホールを設けること。また、取合い点より先は仮設配管とし、資源化工場受電盤へ接続すること。とありますが事業者見積範囲は、整備範囲内の南端境界付近に設置するハンドホール及びハンドホールまでの埋設配管及び配線工事であり、本取合点以降の(既設焼却炉エリア内の)全ての工事は仮設・本設とも所掌外と理解してよろしいでしょうか。 | 資源化工場への仮設配線については事業者所掌工事となります。 |
| 76 | 112 | 第2章 | 第11節 | 10 5)(1) | 取合い点より先に設ける仮設配管は、材質をFEPとし、現工場敷地内現状地盤面を地這配管で敷設できるものと考えてよろしいでしょうか。 | 事業者提案とします。 |
| 77 | 112 | 第2章 | 第11節 | 10 5)(1) | 仮設配管が構内道路横断する際の処置について敷設条件等ご提示をお願いします。(現工場の既存の配管配線トレンチ内を敷設する/構内道路内新規で埋設する/構内道路の上鉄板養生の上敷設する 等) | 事業者提案とします。 |

| | | | | | | |
|----|-----|-----|------|---------------------|---|--|
| 78 | 112 | 第2章 | 第11節 | 10 5) (1) | 資源化処理施設受電盤位置について、ご提示をお願いします。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 79 | 112 | 第2章 | 第11節 | 10 5) (1) | 資源化処理施設受電盤仮設配管を行うにあたり、建設事業者での資源化処理施設の建物に対する改造工事は必要ないと考えてよろしいでしょうか。(配管配線用の経路・ルートは確保されていると考えてよろしいでしょうか) | 仮設経路は、確保されていない為提案内容、ルートによっては建物に対する改造工事が必要となる場合があります。 |
| 80 | 112 | 第2章 | 第11節 | 10, 11 | 資源化工場、ヘルシーランド福島への配電工事にあたり、資源化工場、ヘルシーランド福島の施設内に非常用発電装置等の電気を供給する装置は設置されていないか、設置されていても焼却プラント側へ逆充電されないようインターロックが取られているという理解で宜しいでしょうか。 | 非常用発電装置等の電気を供給する装置は設置されていません。 |
| 81 | 112 | 第2章 | 第11節 | 10 5) | 資源化工場への仮設送電に関して、配線経路の確認のため、資源化工場の単線結線図、受電盤の位置、現状の受電経路など関連図書を提示していただけませんか。 | No78を参照してください。 |
| 82 | 112 | 第2章 | 第11節 | 10 5) | 資源化工場受電盤(高圧設備)に電力殿VCT等が設置されていると推測しますが、仮設送電時に必要な受電盤の改造工事等は事業者所掌外と考えて宜しいでしょうか。 | 資源化工場の受電は現焼却工場を介して行われている為、VCT等は設置されておりません。 |
| 83 | 112 | 第2章 | 第11節 | 10 5) | 「また、取り合い点より先は仮設配管とし、・・・」と記載されていますが、仮設配管の仕様、埋設・露出など施工方法等に条件が御座いましたらご教示いただけますでしょうか。 | 法令遵守の上、公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官庁官庁営繕部)、建築関係工事共通仕様書(福島県土木部)に則り施工してください。 |
| 84 | 112 | 第2章 | 第11節 | 11 5) | ヘルシーランド福島への送電に関して、配線経路の確認のため、ヘルシーランド福島の単線結線図、受電盤の位置、現状の受電経路など関連図書を提示していただけませんか。(引込柱から屋上受電設備間の配線ルート) | No69を参照してください。 |
| 85 | 112 | 第2章 | 第11節 | 11 5) | ヘルシーランド福島は、現在引込柱に電力VCT・積算電力計などが設置されていますが、新工場からの送電になった場合の電力量の監視方法についてご計画がありましたらご教示下さい。また、現状の受変電設備に改造等が必要な場合は事業者所掌外と考えて宜しいでしょうか。 | 前段は、積算電力計を設置してください。 後段は、No71を参照してください。 |
| 86 | 112 | 第2章 | 第11節 | 11-4)- (2) | 運転日数が365日とありますが、電気設備の定期点検等やむを得ない停電は許容されると考えてよろしいでしょうか。 | 買電による送電も不可能な場合はやむを得ないと考えます。なお、その場合は事前に協議いただく必要があります。 |
| 87 | 112 | 第2章 | 第11節 | 11-5)- (1) | 「ヘルシーランド福島受電盤側まで配線すること。」とありますが、既設PASの1次側に接続し、2次側ケーブルの流用を提案してもよろしいでしょうか。(VCTは撤去) | 提案を可とします。 |
| 88 | 112 | 第2章 | 第11節 | 11 5) (1) | ヘルシーランド福島受電盤への配線にあたり、ヘルシーランド福島の建物・外構等に対して建設事業者にて実施が必要となる工事は無いと考えてよろしいでしょうか。(配線用の経路・ルートは確保されていると考えてよろしいでしょうか) | No71を参照してください。 |
| 89 | 112 | 第2章 | 第11節 | 11 5) (1) | ヘルシーランド福島受電盤まで配線すること。とありますが、正確に見積するため、ヘルシーランド福島受電盤の単線結線図、配置図、及びヘルシーランド敷地内の配線ルート(埋設、建屋内等)をご提示をお願いします。 | No69を参照してください。 |
| 90 | 116 | 第2章 | 第12節 | 3-2)- (10)- ③ | 「任意の警報値設定が可能なものとし、警報発信機能も有すること。」とありますが、本機能は、118ページ5項 制御装置(中央制御室)で実現してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 91 | 117 | 第2章 | 第12節 | 3 3) (1) | 構内道路のカメラ台数が8台ですが、全体配置計画・動線計画に合わせて数量を変更提案してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。(参考の8台は1期工事分です) |
| 92 | 117 | 第2章 | 第12節 | 3 3) (1) | 計量棟付近のカメラ台数が3台ですが、表下部の※印にて記載されている用途を満足すれば、台数については変更提案してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 93 | 117 | 第2章 | 第12節 | 3 3) | ボイラードラム液面計用カメラは”水冷or空冷”となっていますが、設置環境上問題無ければ防じん型を採用しても宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 94 | 117 | 第2章 | 第12節 | 3 3) | ワイパ付カメラについて、ワイパと同等機能を持たせたカメラ仕様として、撥水コーティング機能を持ったドーム型カメラの採用をお認めいただけませんか。 | 提案を可とします。 |
| 95 | 117 | 第2章 | 第12節 | 3-3) | カメラ仕様に「回転雲台付」とありますが、設置環境に配慮した上で、旋回機能を備えたドーム型カメラを提案してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 96 | 117 | 第2章 | 第12節 | 3-3) | カメラ仕様に「ワイパー付」とありますが、設置環境に配慮した上で、ワイパーが不要となる、親水コーティングドーム型カメラを提案してもよろしいでしょうか。 | No94を参照してください。 |
| 97 | 126 | 第2章 | 第13節 | 8 | 実施方針質問回答No.161より公告時に提示しますとされていた有害物質排ガス計測データについてご提示をお願いします。 | 開示できるものはありません。 |

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----------------|---|--|
| 98 | 129 | 第3章 | 第1節 | 1-1) | ストックヤード(仮設)とありますが、二期工事で解体されると考えてよろしいでしょうか。また、仮設ストックヤードの解体工事及び解体後の外構工事の所掌は第二期工事の範囲と考えてよろしいでしょうか。 | 前段は、二期工事終了後に解体します。後段は、本市の所掌とします。 |
| 99 | 129 | 第3章 | 第1節 | 1 1) | 本工事範囲外に「電波障害対策工事」が示されていますが、関連する机上検討(電波障害予測)および着工前・施工中・土工事完了時の実地調査も事業者所掌外と考えて宜しいでしょうか。 | 事業者所掌とします。 |
| 100 | 129 | 第3章 | 第1節 | 1 1) | 本工事範囲外に「水道の引込工事」が示されていますが、建設用地内での具体的な取合い位置についてご想定が御座いましたらご教示いただけますでしょうか。 | 提案してください。 |
| 101 | 129 | 第3章 | 第1節 | 1 2) (1) | 「添付資料2 2基工事予定平面図」について資源化工場を除く全て解体予定とありますが、青着色範囲全てが解体範囲であり、赤着色部分以外の駐車場や車両通路についても解体対象との理解でよいでしょうか。その場合、二期工事の施工範囲(青着色部分)には要求水準書P34 第9節 3 3) (1)に記載がある計量棟、ストックヤード、屋外トイレのみを設置し、既設管理棟及び資源化工場の駐車場については施工範囲内(青着色部分)には設置しないという理解で宜しいでしょうか。 | 前段は、ご理解のとおりです。後段は、計量棟、ストックヤード、屋外トイレに加え、資源化工場駐車場(10台程度)を設置するものとします。なお、ヘルシーランド福島の駐車場で一期工事で80台確保出来ない場合は、二期工事エリア内で提案してください。 |
| 102 | 130 | 第3章 | 第1節 | 1 3) (3) | 「工事車両入口は市道と県道の2ヶ所とする」とありますが、「工事車両動線とごみ搬入車両動線は分ける」ことが出来れば、実施方針質問回答No.17より工事車両入口は「市道側2ヶ所、県道側1ヶ所」の3ヶ所に設けることは可能との理解でよろしいでしょうか。 | 工事用車両の入口は、記載の3ヶ所でも可とします。 |
| 103 | 130 | 第3章 | 第1節 | 1-3)- (3)-① | 「工事用車両動線とごみ搬入車両動線は分けることとし、工事車両出入口は市道と県道2ヶ所とする。」とありますがP130.1-4)安全対策を十分に実施した上で、工事の進捗に合わせて市道と県道に設置する工事車両出入口の数については協議させていただけないでしょうか。 | No102を参照してください。協議可とします。 |
| 104 | 130 | 第3章 | 第1節 | 1 3) (3) | 「工事車両動線とごみ搬入車両動線は分けることとし、工事車両入口は市道と県道の2か所とする。」とあり、市道と県道にそれぞれ1か所づつ工事車両入口を設けることが要求事項であると考えますが、市道と県道に設ける工事車両入口の箇所数は事業者提案が可能と考えて宜しいでしょうか。 | No102、No103を参照してください。 |
| 105 | — | — | — | — | — | — |
| 106 | 130 | 第3章 | 第1節 | 1-3)- (3)-② | 既設あぶくまクリーンセンターの敷地内で借用できる場所があればご教示下さい。 | 貸与出来る用地はありません。 |
| 107 | 130 | 第3章 | 第1節 | 1-4)- (7) | 「周辺道路における学校等への通学ルート」とありますが、通学路のルートについてご教示下さい。 | スクールゾーンではありませんが、通学する生徒がいますので配慮してください。 |
| 108 | 131 | 第3章 | 第1節 | 1 7) (4) | 「予期せぬ～新たに発生する費用は本市負担とする。」とありますが予期せぬ地中埋設物による工程遅延が発生した場合についても協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 109 | 131 | 第3章 | 第1節 | 1 7) (4) | 「予期せぬ地中埋設物が確認された場合の対応は協議によるものとし、新たに発生する費用は本市負担とする。」とありますが、ご提示いただいた資料からは旧岡山焼却場や旧管理棟の杭およびビット等の地下躯体・土留め擁壁、排水管等の残置されている地中残置部物の詳細が確認できないため、工事検討・計画が行えません。そのため、本工事の施工の支障となる残置物は、予期せぬ地中埋設物と考えて宜しいでしょうか。 | 「福島市旧破砕工場等解体工事完了図」(後日CD等にて提供)で想定してください。なお、図中に示す構造物については、予期せぬ地中埋設物にはあたらないものとします。 |
| 110 | 131 | 第3章 | 第1節 | 1 8) (6) | 「建設残土が発生した場合は、重金属類等の汚染状況を把握するとともに適切な処分先を確保すること。」との記載がありますが、土壌汚染を内包する敷地として土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況詳細調査を必要とする見積条件と考えてよろしいでしょうか。また、提示いただいた土壌汚染等調査報告書に記載のない汚染土壌が判明した場合、その処理等にかかる費用、工期は別途協議の対象と考えて宜しいでしょうか。 | 前段は、土壌汚染状況詳細調査は必要ありません。後段は、要求水準書(土壌汚染対策編)P26 3土壌汚染対策費の変更のとおりです。 |
| 111 | 132 | 第3章 | 第1節 | 1-9)- (2) | 「作業時間は、原則として8時30分から午後5時までとすること」とありますが、参考提示いただいた環境影響評価準備書P2-22には工事時間が8時～17時と明記されています。工事費全体にも大きく影響するため、8時～17時を工事時間としていただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 112 | 133 | 第3章 | 第1節 | 1 10) (2) | 「建設中は、本市が実施する住民説明会や工事現場見学会等の資料作成及び説明会への出席等の協力を行うこと。」とありますが、住民説明会および工事現場見学会の開催時期、開催回数等は協議により決定すると考えてよろしいでしょうか。貴市で決定されている開催回数等があればご教示いただけますでしょうか。 | ご理解のとおりです。現時点での決定事項はありません。 |
| 113 | 134 | 第3章 | 第1節 | 2 2) (9) | 資源化施設に出入りする車両(サイズ、仕様、台数など)の情報をご提示ください。 | ・プラスチック製容器包装収集車 バッカー車(2t)、10台～20台/日、月曜日から金曜日に収集 ・不適物可燃残渣搬出車 移動式コンテナ車(4t)、12回～14回/日 搬出 ・分別後の製品(圧縮梱包された梱包品)の搬出車両 大型トラック(10t)、3回/週程度 |

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----------------|--|--|
| 114 | 134 | 第3章 | 第1節 | 2 2) (9) | ただし、現焼却工場解体及び跡地整備期間は本施設の計量機を使用するため、資源化工場の計量車両動線に配慮すること。とありますが、現焼却工場解体時及び跡地整備期間は、現焼却工場エリア内を通行できないと考えるため、資源化工場に資源ごみを搬入する車両は、新焼却施設へ来場するごみ収集車動線同様のルートを使用する(新焼却施設の入口計量機を使用した後に市道に出て資源化工場に向かい、資源化工場で荷卸した後は出口計量するために再度新焼却施設に入場する)と考えてよろしいでしょうか。それとも、特別に配慮すべき内容がありましたら、ご指示をお願いします。 | ご理解のとおりです。 |
| 115 | 135 | 第3章 | 第2節 | 1-1)- (1) | 「福島市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、可能な限り延べ床面積の縮減を図ること。」とあり、現焼却工場及び管理棟の延べ床面積の記載がありますが、建築基準法に基づく算出と考えてよろしいでしょうか。また、新施設との面積比較をすることを目的に現焼却工場及び管理棟の建築意匠図(各階平面図)を提供願います。 | 前段は、ご理解のとおりです。 後段は、後日CD等により提供いたします。 |
| 116 | 135 | 第3章 | 第2節 | 1 1) (11) | AEDは、定期的な維持管理を前提に、レンタル品を採用してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 117 | 141 | 第3章 | 第2節 | 1 3) (1) | 市職員用エリア 全体配置計画上の管理棟諸室の建築面積を縮減するために、貴市職員用エリアの各室のうち設置階が指定されている室についてその設置階条件を拘らない平面計画を提案してよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 118 | 142 | 第3章 | 第2節 | 1 3) (1) | 市事務室 人数20名に関して、貴市で実施される、「受入・計量業務」「小動物の受入れ、焼却、遺骨返却」「その他の管理業務」等に対応されると思いますが、それぞれの業務の人数について教えてください。 | 管理棟内勤6名、計量受付(スタッフ等含む)10名、小動物2名、資源化工場2名の想定です。 |
| 119 | 144 | 第3章 | 第2節 | 1 3) (2) | エレベーター 屋上階まで行ける仕様、ということですが、屋内の室がある階に停止階を設ける、と理解してよろしいでしょうか。(室が無い・また見学者ルートで無い、屋根上(屋上階)に停止階を設ける必要があるでしょうか。必要がある場合はその目的について教えてください。) | 要求水準書のとおりとします。 目的はメンテナンスのためや太陽光発電・屋上緑化等の見学のために利用するものです。 |
| 120 | — | — | — | — | — | — |
| 121 | 147 | 第3章 | 第2節 | 1 5) | 大会議室 説明用映像設備1式とありますが、スクリーン設備と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 P124 5-4説明用映像設備を参照してください。 |
| 122 | 149 | 第3章 | 第2節 | 2 4) (1) 6) | プラットホームに隣接する諸室の内壁はRC造とすることとありますが、衝突防止ポール等を設けることで衝突に配慮した場合はRC造以外を提案してもよろしいでしょうか。(監視室やトイレなど) | 提案を可とします。ただし、一番突出している部分から反対側の一番突出している部分までの最短距離(壁手前に衝突防止ポール等を設ける場合にはその部分から)で18mを確保してください。 |
| 123 | 154 | 第3章 | 第3節 | 1-1)- (3) | 焼却工場棟計画地盤高[EL+63.5]mは敷地東側の市道法面下(法尻)よりレベルが高くなる為、市道法尻と焼却工場棟計画地盤との間には窪地ができます。この窪地は敷地境界外ですが、市道管理者と協議の上、本工事で事業者にて盛土により、市道と接続してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 124 | 154 | 第3章 | 第3節 | 1 1) (3) | 焼却工場棟計画地盤高はEL+63.5mとの記載ですが、それ以上の高さであれば事業者提案可能と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 125 | 154 | 第3章 | 第3節 | 2 1) (4) | 路床の設計CBRが”設計CBRによる”との記載ですが、事業者レベリングのため設計CBRをご提示頂けませんでしょうか。 | 事業者提案とします。 |
| 126 | 155 | 第3章 | 第3節 | 3-3)- (2) | 公用パッカー車の用途・運用の仕方について教えてください。 | 研修、庁内貸出等用です。 |
| 127 | 155 | 第3章 | 第3節 | 3 3) (2) | p133 車両動線として、工場棟に係る車両と一般車両との動線を交錯させないこととあります。 3) 駐車場(2)計画台数としてある公用パッカー車は工場棟に係る車両と考えてよろしいでしょうか。 | 一般車両とします。No126を参照してください。 |
| 128 | 155 | 第3章 | 第3節 | 3 3) (2) | p133 車両動線として、工場棟に係る車両と一般車両との動線を交錯させないこととあります。 3) 駐車場(2)計画台数としてある市職員用・公用車用・公用車用充電設備対応・本施設来場者用・ヘルシーランド福島来場者用の各普通車、および大型バスは、一般車両と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 129 | 157 | 第3章 | 第3節 | 3-6)- (5)-③ | 「ヘルシーランド福島駐車場との境界にもフェンスを設け、エリアを分けるとともに動線に配慮すること」とありますが、使い勝手や安全性を考慮した上で、フェンス以外で区画する提案をしてもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。ただし、工場棟側(管理棟を除く)にヘルシーランド福島利用者等が立入らないようメッシュフェンスを配置することとします。 |
| 130 | 157 | 第3章 | 第3節 | 4 | 撤去対象となる設備や構造物の形状や仕様が確認出来る資料の提供をお願いします。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 131 | 157 | 第3章 | 第3節 | 4 | 撤去する蒸気配管の配管材料、保温等アスベスト含有の有無をご教示頂けませんか。また、工事中にカルバート上を工事車両が往来するためカルバートの構造上の安全性を検証するために、カルバートの図面や計算書をご提示いただけませんかでしょうか。 | 図面は後日CD等により提供いたします。計算書はありません。 |
| 132 | 157 | 第3章 | 第3節 | 4 1) | 蒸気配管撤去に際し、配管ピットは埋設残置してもよろしいでしょうか。 | 建設予定地内の蒸気配管に係るもの(配管ピットも含む)は全て撤去とします。 |

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-------------|--|---|
| 133 | 157 | 第3章 | 第3節 | 4-1) | ヘルシーランド福島への熱供給用蒸気配管の撤去は配管のみの撤去とし、配管ピットは残置してよろしいでしょうか。 | No132を参照してください。 |
| 134 | 157 | 第3章 | 第3節 | 4-2) | ヘルシーランド福島への熱供給用蒸気配管の撤去工事がありますが、工事可能な時期（期間）をご教示下さい。 | No72を参照してください。 |
| 135 | 157 | 第3章 | 第3節 | 4 2) | 「蒸気配管撤去時は試運転期間中とし」とありますが、ヘルシーランド福島への熱供給に影響がないことを前提に蒸気配管の盛替えを実施することは可能でしょうか。また、本工事期間中、蒸気配管の点検等で建設用地内での作業等がある場合は日数・頻度をご教示下さい。蒸気供給が一時停止する期間もございましたらご教示いただけませんか。 | 前段は、影響が無ければ可とします。 中段は、通常点検はありません。 後段は、現工場が全炉停止する年12日程度です。 |
| 136 | 160 | 第3章 | 第4節 | 3 1) | 事務職員20人と記載がありますが、これは計量・ストックヤード・小動物焼却施設関連業務も含めた貴市職員合計人数と理解してよろしいでしょうか。また、計量・ストックヤード・小動物焼却施設関連業務をされる貴市職員人数をそれぞれご教示願います。 | 前段は、ご理解のとおりです。 後段は、No118を参照してください。 |
| 137 | 165 | 第3章 | 第5節 | 3 8) (1) | 敷地内各所に設けるカメラは、敷地外からの不審者等の侵入に対するものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

2-2. 要求水準書（土壌汚染対策工事編）

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答 |
|-----|-----|-----|-----|----------------|--|---|
| 1 | 2 | 第1章 | 第1節 | 3 1) (2) | 「建設予定地は、現あぶくまクリーンセンターの先代である旧岡山焼却場や旧管理棟等が立地していた場所であり、ごみピットや杭、土留め擁壁、排水管等が残置された土地である。」とありますが、これらの残置物の状況が不明なため、解体撤去を行う必要のある本工事施工の支障となる箇所を事業者での想定できません。また、事業者間のレベルリングのためにも、ごみピットや杭、土留め擁壁、排水管等の残置物の状況（形状（平面および断面、コンクリート躯体であれば配筋の状況など）、位置および深さ等）をご教示いただけませんか。 | 「福島市旧破砕工場等解体工事後完了図」（後日CD等にて提供）で想定してください。 |
| 2 | 2 | 第1章 | 第1節 | 3 1) (3) | 「建設予定地は、旧破砕工場やゲートボール棟、屋外便所棟が立地しているが、別途工事として「（仮称）福島市旧破砕工場等解体工事」により杭を含め全て撤去する予定である。」とありますが、（仮称）福島市旧破砕工場等解体工事の工事工程および完了時期をご教示いただけませんか。 | 先に建物の解体を行い、後に外構関連（舗装等の仕上撤去含む）を行い併せて表層土壌汚染箇所の撤去を行う予定ですが詳細は未定です。解体工事後完了予定は令和6年10月31日です。 |
| 3 | 2 | 第1章 | 第1節 | 3 1) (3) | 「建設予定地は、旧破砕工場やゲートボール棟、屋外便所棟が立地しているが、別途工事として「（仮称）福島市旧破砕工場等解体工事」により杭を含め全て撤去する予定である。」とありますが、杭撤去後の地盤状況は本工事の杭の施工において特別な処置を要しないと考えて宜しいでしょうか。 | 杭の引抜跡は大きな沈下の生じない材料にて充填しますが、詳しくは事業者にて検討してください。 |
| 4 | 2 | 第1章 | 第1節 | 3 1) (3) | 「建設予定地は、旧破砕工場やゲートボール棟、屋外便所棟が立地しているが、別途工事として「（仮称）福島市旧破砕工場等解体工事」により杭を含め全て撤去する予定である。」とありますが、事業者工事計画に影響が御座いますので別途工事で撤去される旧破砕工場やゲートボール棟などの杭の位置をご教示いただけませんか。 | 後日CD等にて提供いたします。 |
| 5 | 3 | 第1章 | 第1節 | 3-1)- (4) | 「建設工事に先立ち、本市は土壌汚染対策法第14条に基づく自主申請により建設予定地全域を形質変更時要届出区域として指定を受けることを予定している。自主申請にあたっての手続きは本市で行うが、申請図書作成の支援を行うこと。」とありますが、14条申請に伴い新たに土壌汚染調査を実施する予定でしょうか。その場合、建設事業者が調査を行うものと考えてよろしいでしょうか。 | 新たな調査は行いません。 |
| 6 | 3 | 第1章 | 第1節 | 3 1) (4) | 「建設工事に先立ち、本市は土壌汚染対策法第14条に基づく自主申請により建設予定地全域を形質変更時要届出区域として指定を受けることを予定している。」とありますが、区域指定を受ける予定時期をご教示いただけませんか。 | 本工事の現場着手前を予定しています。 |
| 7 | 3 | 第1章 | 第1節 | 3 1) (4) | 「建設工事に先立ち、本市は土壌汚染対策法第14条に基づく自主申請により建設予定地全域を形質変更時要届出区域として指定を受けることを予定している。自主申請にあたっての手続きは本市で行うが、申請図書作成の支援を行うこと。」とありますが、申請図書作成の支援には土壌汚染調査等の現地調査は含まれないと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 8 | 3 | 第1章 | 第1節 | 3 2) (3) | 「建設工事に先立ち、建設工事に伴う掘削により発生した汚染土壌の保管場所として、旧破砕工場解体跡地付近を掘削して埋設保管場所を設置し、当該場所へ汚染土壌を埋設保管すること。」とありますが、埋設保管場所の計画を行うため、旧破砕工場解体跡地およびその周囲の地盤レベルをご教示いただけませんか。 | 「福島市旧破砕工場等解体工事後完了図」（後日CD等にて提供）で想定してください。 |
| 9 | 3 | 第1章 | 第1節 | 3 2) (3) | 「建設工事に先立ち、建設工事に伴う掘削により発生した汚染土壌の保管場所として、旧破砕工場解体跡地付近を掘削して埋設保管場所を設置し、当該場所へ汚染土壌を埋設保管すること。」とありますが、同節3) (4)より建設予定地全域を区域指定することより場内の土壌は全て汚染土壌として取り扱うと察します。この場合、埋設保管場所へ埋め戻す対象は14条申請によらず、既往の土壌汚染状況詳細調査にて汚染土、廃棄物まじり汚染土（うち、分別後に汚染土となったもの）とされた土壌に限定し、その位置は「06. 添付資料 09. 土壌汚染等調査 (R3年度) あぶくまCC土壌区分図」によると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 10 | 3 | 第1章 | 第1節 | 3 3) (4) | 「一般廃棄物は本市受け取りとし、本市の負担により処理処分する」とありますが、処分先の一日当たりの受入可能量、運搬可能量をご教示いただけませんか。 | 実施時期に合わせて搬入先のあぶくまクリーンセンターと協議し決定することとなります。 |
| 11 | 3 | 第1章 | 第1節 | 3 1) (5) | 形質変更時届出区域として指定を受ける時期について、教えてください。指定を受ける時期について特に指示がない場合、事業者の提案として指定を受ける時期について条件付けをしてもよろしいでしょうか。 | No6を参照してください。 |
| 12 | 13 | 第1章 | 第6節 | 2 | 建設事業者にて実施する関係官庁への認可申請、報告、届出等において工事着手前に調査等が必要になる場合、その調査は、貴市にて実施される事業者工事範囲外関連工事・旧破砕工場解体工事等の期間において、貴市、関連工事の実施事業者等と調整の元、事業実施区域内にて実施させて頂けると考えてよろしいでしょうか。 | 実施可能とします。 |
| 13 | 15 | 第1章 | 第6節 | 3 6) (2) | 「工事中は、本市が実施する住民説明会や工事現場見学等の資料作成及び説明会への出席等の協力を行うこと。」とありますが、土壌汚染対策等工事期間の住民説明会および工事現場見学会の開催時期、開催回数等は協議により決定すると考えてよろしいでしょうか。貴市で決定されている開催回数等があればご教示いただけませんか。 | ご理解のとおりです。現時点での決定事項はありません。 |
| 14 | 16 | 第2章 | 第1節 | 1-3) | 「建設事業者は、監督員用事務所に空調設備、衛生設備等の建築設備、電話、インターネット等の建築電気設備を設けること。」とあり、②建屋内備品：本市と協議の上、必要な備品を設置すること。とあります。それにはパソコン・タブレット等の端末は含まないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | |
|----|----|-----|-----|----------|--|--|
| 15 | 16 | 第2章 | 第1節 | 2 1) | 「岡山焼却場ピットの解体時及び本施設工場棟ごみピット建設に係る掘削時は、当該工事本位の側面の四方を仮設遮水壁で囲い、汚染の拡大を防止すること。」とありますが、地下構造物対策工事の計画・検討を行うため、岡山焼却場ピットの詳細をご教示いただけませんか。 | 「福島市旧破砕工場等解体工事後完了図」（後日CD等にて提供）で想定してください。 |
| 16 | 16 | 第2章 | 第1節 | 1 3) 2 | 建屋内備品の詳細をご教示ください。 | ヘルボード、ロッカー、机、書棚、複合機、シュレッダー、冷蔵庫、電子レンジ、掃除機、ポット、救急箱、消耗品等とします。 |
| 17 | 16 | 第2章 | 第1節 | 1 3) 3 | 会議室の面積をご教示ください。 | 建設事業者と本市監督者（2名）及び施工管理員（5名）が会議可能な面積とします。 |
| 18 | 16 | 第2章 | 第1節 | 1 5) | 貴市が施工された地下水観測井戸の設置場所は、添付資料9（34-38頁）3.6 地下水調査に示される4箇所と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 19 | 17 | 第2章 | 第1節 | 3 2) | 「水位制御・・・全量を仮設排水処理プラントで処理する」とありますが、掘削した窪地が捨てコン等で完全に被覆され、土壌と接触の無い雨水に関しては仮設排水処理プラントを介さずに、pH、濁度調整にて連続放流可能と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 20 | 20 | 第2章 | 第2節 | 2 | ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関して、その処理の対象となる土壌は、ダイオキシン類以外の基準不適合土および埋設廃棄物と同様、建設工事に伴う掘削する部分のみを対象とするということではよろしいでしょうか。 | ダイオキシン類基準不適合土壌は全量撤去とします。 |
| 21 | 20 | 第2章 | 第2節 | 2 | ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関して、その処理の対象となる土壌が建設工事に伴う掘削する部分のみに限らない場合、今回公告における添付資料中に示されている不適合土を対象とするということではよろしいでしょうか。または、今回事業実施区域内の調査の実施を建設事業者に求めるものでしょうか。 | 前段は、ご理解のとおりです。 後段は、新たな調査は不要です。 |
| 22 | 20 | 第2章 | 第2節 | 2 | ダイオキシン類基準不適合土壌に廃棄物が混入されている場合、分別は不要と考えて宜しいでしょうか、 | ご理解のとおりです。 |
| 23 | 20 | 第2章 | 第2節 | 2 | ダイオキシン類基準不適合土壌に廃棄物が混入されていて、土壌、一般廃棄物、産業廃棄物に分別が必要な場合、一般廃棄物の運搬処分は貴市で実施頂けるものと考えて宜しいでしょうか。 | No22を参照してください。 |
| 24 | 20 | 第2章 | 第2節 | 2 | ダイオキシン類基準不適合土壌の処分費用を想定するにあたり、比重をご教示いただけませんか。 | 事業者にて想定してください。 |
| 25 | 20 | 第2章 | 第2節 | 2 3) | 250pg-TEQ/g以上3,000pg-TEQ/g未満のダイオキシン類基準不適合土壌は、管理型処分場への搬入にあたり、産業廃棄物として取り扱って宜しいでしょうか。 | 基本的には、灰や燃え殻が混じった汚染土壌は、旧焼却工場由来の為、一般廃棄物扱いとなります。 |
| 26 | 20 | 第2章 | 第2節 | 3 1) (1) | 「建設工事に先立ち、建設工事に伴う掘削により発生した汚染土壌の保管場所として、旧破砕工場解体跡地付近を掘削して埋設保管場所を設置すること。」とありますが、埋設物保管場所の埋め立て容量を確保するために当該地を掘削する場合には発生する残土は汚染されており、この残土は建物廻りへの埋戻しが可能と考えて宜しいでしょうか。 | 汚染されていない箇所は添付資料により確認してください。また、汚染されていない掘削残土は埋戻し可能です。 |
| 27 | 20 | 第2章 | 第2節 | 3 1) (1) | 「建設工事に先立ち、建設工事に伴う掘削により発生した汚染土壌の保管場所として、旧破砕工場解体跡地付近を掘削して埋設保管場所を設置すること。」とありますが、埋設保管場所は旧破砕工場解体跡地付近以外の設置も可能と考えて宜しいでしょうか。 | 可とします。 |
| 28 | 20 | 第2章 | 第2節 | 3 3) (1) | 「汚染土壌に廃棄物が混入している場合は、汚染土壌と廃棄物に分別すること」「(3)分別方法は建設事業者の提案によるものとする」とあります。また、P26_3_1_(1)「汚染土壌は、ダイオキシン類基準不適合土壌を含め、内訳書数量に対する実績数量の増減に関わらず、契約金額の増減は行わない」と記載があり、増減のリスクは事業者になります。汚染土壌に混入している廃棄物の量およびその重量をご教示いただけませんか。 | 事業者にて想定してください。 |
| 29 | 20 | 第2章 | 第2節 | 3 3) (1) | 「汚染土壌に廃棄物が混入している場合は、汚染土壌と廃棄物に分別すること」「(3)分別方法は建設事業者の提案によるものとする」とあります。また、P26_3_1_(1)「汚染土壌は、ダイオキシン類基準不適合土壌を含め、内訳書数量に対する実績数量の増減に関わらず、契約金額の増減は行わない」と記載があり、増減のリスクは事業者にあります。汚染土壌に廃棄物の混入量が不明な場合、廃棄物が混入した汚染土は、廃棄物として処理で宜しいでしょうか。 | 要求水準書に記載のとおりです。 汚染土と廃棄物は適切に分別した後で処分、保管を行ってください。 |
| 30 | 21 | 第2章 | 第2節 | 3 | ダイオキシン類以外の基準不適合土壌の処理に関して、「汚染土壌」と「健全土」とを区分けし取り扱うことが求められています。一方、本要求水準書(3頁)第1章1節3 1) (5)において、建設予定地全域を形質変更時届出区域に指定する方針が示されています。土壌汚染対策法上の指定を受けた範囲の土壌は、法律上は汚染土としての取扱いとなると考えますが、今回事業においては、法律上の汚染土の中でも実質的に基準を超過している準不適合土(汚染土壌)と基準を超過していない基準適合土(健全土)を自主的に仕分けを行い、それぞれ本要求水準書に指定された別々の取扱いを行う、という理解でよろしいでしょうか。または、建設事業者にて土壌汚染対策法での認定調査を実施した上での、基準不適合土(汚染土壌)と基準を超過していない基準適合土(健全土)の仕分けを行うことを求めるものでしょうか。 | 前段に記載されたとおりです。 |

| | | | | | | |
|----|----|-----|-----|-------------|---|--|
| 31 | 21 | 第2章 | 第2節 | 3 2) | 「廃棄物は埋設廃棄物及び廃棄物混じり土、由来の一般廃棄物（可燃・不燃別）と地下構造物由来の産業廃棄物を考慮し、種類ごとに分別すること。」とありますが、分別後の一般廃棄物（可燃・不燃別）は貴市での運搬処分（積込は事業者でおこなう）、産業廃棄物は事業者で運搬処分するものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 32 | 21 | 第2章 | 第2節 | 3-3)-(1) | 「汚染土壌に廃棄物が混入している場合は汚染土壌と廃棄物に分別すること」とありますが、各入札グループの検討条件を統一するため、令和3年土壌汚染等調査報告書表4-6に記載の数量を参照し、分別土と廃棄物の割合は4:1とすることを条件と考えてよろしいでしょうか。 | 事業者にて想定してください。 |
| 33 | 23 | 第2章 | 第3節 | 2 1) (1) | 「廃棄物は埋設廃棄物（廃棄物層）及び廃棄物混じり土、由来の一般廃棄物（可燃・不燃別）と地下構造物由来の産業廃棄物を考慮し、種類ごとに分別すること。」とありますが、各応募者間のレベリングのために、それぞれの分別の程度（スケルトンバケットで分別できる程度など）をご教示いただけませんかでしょうか。 | 分別方法は事業者の提案によりますが、R3土壌汚染等調査報告書では、P57に記載のスクリーンやトロンメル等による分別を想定しています。 |
| 34 | 23 | 第2章 | 第3節 | 2 1) (1) | 「廃棄物は埋設廃棄物（廃棄物層）及び廃棄物混じり土、由来の一般廃棄物（可燃・不燃別）と地下構造物由来の産業廃棄物を考慮し、種類ごとに分別すること。」とありますが、各応募者間のレベリングのために、現状で土中に含まれる①一般廃棄物として受入可能な廃棄物の品目②一般廃棄物（可燃）および一般廃棄物（不燃）、産業廃棄物、土の容積比率③②各々の比重をご教示いただけますでしょうか。 | 事業者にて想定してください。 |
| 35 | 23 | 第2章 | 第3節 | 2 1) (2) | 「埋設廃棄物の埋め戻しは不可とする」とありますが、廃棄物混じり土の廃棄物分別後の土壌については埋戻しは可能と考えて宜しいでしょうか。 | No26を参照してください。 |
| 36 | 23 | 第2章 | 第3節 | 2 2) (1) | 「廃棄物は埋設廃棄物（廃棄物層）及び廃棄物混じり土、由来の一般廃棄物（可燃・不燃別）と地下構造物由来の産業廃棄物を考慮し、種類ごとに分別すること」と頂いていますが、埋設廃棄物（廃棄物層）及び廃棄物混じり土における廃棄物は、全て一般廃棄物として取り扱うこととなり、特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は無いと考えてよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 37 | 23 | 第2章 | 第3節 | 2 3) (1) | 貴市による一般廃棄物の受け取りに対して、日当たりの受入れ可能量等の目安について教えてください。 | No10を参照してください。 |
| 38 | 23 | 第2章 | 第3節 | 2-3)-(1) | 埋設廃棄物から分別した一般廃棄物は貴市受け取りとなっていますが、ダイオキシン類以外の汚染土壌にある一般廃棄物（可燃・不燃別）も貴市受け取り、貴市負担により処分されると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 39 | 23 | 第2章 | 第3節 | 2 3) (1) | 「一般廃棄物は本市受け取りとし、本市の負担により処理処分する」とありますが、埋設廃棄物および廃棄物混じり土の一般廃棄物（可燃・不燃別）、産業廃棄物、土壌とに分別は行わず、事業者で適正に処理処分することは提案可能でしょうか。 | 廃棄物は、可能な限り分別してください。 |
| 40 | 23 | 第2章 | 第3節 | 2 3) (3) | 「一般廃棄物の場外搬出は本市が行うが、車両への積込は建設事業者が行うこと。」とありますが、運搬は貴市にてご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 41 | 24 | 第2章 | 第4節 | 1 1) | 残置地下構造物の把握のため、記載の「(仮称)福島市旧破碎工場等解体工事完了図等」をご提示をお願いします。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 42 | 24 | 第2章 | 第4節 | 1-1) | 地下構造物の位置は「(仮称)福島市旧破碎機工場等解体工事完了図等」によるものとされています。その資料を提供願います。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 43 | 24 | 第2章 | 第4節 | 1-1) | 「厳密な位置特定はできないため参考とする。」とありますが、参考扱いでは各入札グループで地下構造物の内訳数量に差異が生じる恐れがあります。位置の指定や地下構造物の量を設定いただくか、実施段階で契約金額の変更について協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 44 | 24 | 第2章 | 第4節 | 1 1) | 「地下構造物の位置は、「(仮称)福島市旧破碎工場棟解体工事完了図等」によるものとするが、・・・」とありますが、貴市からの配布資料には「(仮称)福島市旧破碎工場棟解体工事完了図等」が含まれておらず地下構造物の位置が確認できないため、工事計画が行えません。「(仮称)福島市旧破碎工場棟解体工事完了図等」または地下構造物等の詳細（平面位置・深さ、構造物断面等）をご教示いただけますでしょうか。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 45 | 24 | 第2章 | 第4節 | 1-2) | 「現地工事の着手時点で地上工作物（アスファルト舗装等含む）及び芝・植え込みはすべて撤去済とする。」とありますが、撤去されるアスファルト舗装等の範囲をご教示下さい。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 46 | 24 | 第2章 | 第4節 | 1 2) | 「現地工事の着手時点で地上工作物（アスファルト舗装等含む）及び芝・植え込みは全て撤去済みとする」とありますが、地上構造物の基礎、雨水桝、埋設雨水管や浄化槽等も含めて解体されると考えて宜しいでしょうか。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 47 | 24 | 第2章 | 第4節 | 1 2) | 「現地工事の着手時点で地上工作物（アスファルト舗装等含む）及び芝・植え込みは全て撤去済みとする」とありますが、残置される構造物等などがありましたら、その状況のわかる資料をご提示いただけますでしょうか。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 48 | 24 | 第2章 | 第4節 | 1 2) | 「現地工事の着手時点で地上工作物（アスファルト舗装等含む）及び芝・植え込みは全て撤去済みとする」とありますが、工事検討・検討のために工事着手時点の地盤レベルなどの状況のわかる資料をご提示いただけますでしょうか。 | 後日CD等により提供いたします。 |

| | | | | | | |
|----|----|-----|-----|------|---|--|
| 49 | 24 | 第2章 | 第4節 | 1 3) | 旧管理棟の撤去状況は旧岡山焼却場の灰出しピットや煙突と同様に地中梁およびフーチング部分まで撤去済みと考え て宜しいでしょうか。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 50 | 26 | 第2章 | 第5節 | 1 2) | 「事業提案書に関する提出書類（事業提案書類）の基本設計数値計算書等として、土壌汚染等対策等工事費に係る内 訳書及び施工計画書を提出すること」とありますが、本内訳書とありますが、これは様式7-3を指すと理解して宜し いでしょうか。 | 様式7-3ではなく、施工数量がわかる内訳書を任意様式にて作成して ください。プラント工事及び建築工事では実施設計図書として提出を 求めている内訳書に類する土壌汚染等対策工事に係る内訳書のことで す。 |
| 51 | 26 | 第2章 | 第5節 | 1 2) | 「基本的に契約金額の増減は行わない」とありますが、建設工事請負契約書第12条の2の3項に基づき、入札公告時の 資料では予見できない土壌汚染等対策工事、埋設廃棄物、地下構造物については契約金額の変更対象となると理解し て宜しいでしょうか。 | 協議の対象とします。 |
| 52 | 26 | 第2章 | 第5節 | 1-2) | 「基本的に契約金額の増減は行わない」とありますが、実施方針（令和4年8月1日）の添付資料3 リスク分担（案） 、設計リスクの測定・調査リスクでは「市が実施した測定・地質調査等に不備があった場合」のリスク分担は貴市と なっています。実施工内容が入札公告資料と異なる場合は、契約金額の変更について協議をしていただけると考えて よろしいでしょうか。 | 協議の対象とします。 |
| 53 | 27 | 第2章 | 第5節 | 3 | 添付資料9 「図5-1 過去の建築物等の重ね図」（61頁）にて、地中に残置されている旧構造物の平面配置を図示頂いて いますが、深度や厚さ等は把握できません。建設事業者にて計上する内訳書数量の見込み数量は精度が低くなる 上、その見込みと実績数量に差異がある場合、要求水準書（土壌汚染対策工事）（27頁）5節3_3）（3）にある「数量や単価 の増減や新たな項目の追加が必要となる理由」が貴市の指示による場合に該当する可能性があります。 貴市より地下構造物の数量について、指示いただけないでしょうか。 | 今回提供の資料より想定してください。 |

2-3. 要求水準書（運営・維持管理業務編）

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回答 |
|-----|-----|-----|-----|--------|--|---|
| 1 | 4 | 第1章 | 第2節 | 1 | 「不燃ごみ(積替え・保管)」、「不燃性粗大ごみ(積替え・保管)」、「資源物(積替え・保管)」とあります。ストックヤードにおける仕分けの対象物は上記不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源物でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 4 | 第1章 | 第2節 | 1 | 計画年間処理量について、イノシシ(狩猟・野良)用に専焼炉を設けない場合、焼却施設の年間処理量に加える必要がございますが、イノシシ約580頭の年間処理量(t/年)にてご教示ください。また同様に、野良犬猫約2,100頭についても、年間処理量(t/年)をご教示ください。 | イノシシ約580頭の年間処理量は、約20 tです。 野良犬猫約2,100頭は計量をしていないため、重量は不明です。 |
| 3 | 4 | 第1章 | 第2節 | 1 | 「イノシシ(狩猟・野良 狩猟:1日の搬入上限8頭)」とありますが、野良も含めた搬入上限と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 4 | 第1章 | 第2節 | 1 | 計画年間処理量を提示頂いていますが、ごみピット貯留計画を踏まえた上で、施設の操業計画を立案するために、ごみ種ごとの一日あたりの搬入量について、過去3年間分程度の実績値をご教示いただけますでしょうか。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 5 | 4 | 第1章 | 第2節 | 1 | 「不燃ごみ(積替え・保管)」、「不燃性粗大ごみ(積替え・保管)」、「資源物(積替え・保管)」とあります。ストックヤードにおける仕分けの対象物については、要求水準書(案)運営・維持管理業務編に対する質問回答のNo.4のご回答の通りと理解して宜しいでしょうか。 | No1を参照してください。 |
| 6 | 9 | 第1章 | 第3節 | 11 12) | 「～健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告～」と記載がありますが、個人情報保護法遵守の観点より、個人が特定できる形ではなく、統括した内容での提出でよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 7 | 10 | 第1章 | 第3節 | 13 | 災害発生時の協力について、「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。」とあります。本施設で処理すべき災害廃棄物の想定量、追加費用の負担については、要求水準書(案)運営・維持管理業務編に対する質問回答のNo.6のご回答の通りと理解して宜しいでしょうか。 | 市民からの災害廃棄物は全量受入れとなりますが、本施設で処理する災害廃棄物の一日当たりの処理量や受入れ時間等は協議により決定するものとします。また、その場合の費用についても協議対象とすることとします。 |
| 8 | 11 | 第1章 | 第4節 | 3 | 特定家畜伝染病防疫指針に従い焼却処分する場合は、事業者の業務対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 協議対象とすることとします。 |
| 9 | 15 | 第3章 | 第2節 | 1-1) | 受付管理の業務は貴市が行うとありますが、計量棟の各機器の保守管理業務も貴市にて行うと考えてよろしいでしょうか。また各種記録用紙等の消耗品は事業者の範囲外と考えてよろしいでしょうか。 | 前段は、事業者所掌とします。 後段は、ご理解のとおりです。 |
| 10 | 15 | 第3章 | 第2節 | 1 1) | 「搬入出車両を計量棟において受付、計量、記録、確認、管理、料金徴収、納付書・領収書発行を行うこととし、これら業務は本市が行う。」とあります。直接持込者(市民)の電話等による問い合わせ全般についても貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 11 | 15 | 第3章 | 第2節 | 1 1) | 「搬入出車両を計量棟において受付、計量、記録、確認、管理、料金徴収、納付書・領収書発行を行うこととし、これら業務は本市が行う。」とあります。一般持込車搬入に伴う、電話等による搬入予約受付業務も貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。また、計量棟周辺における車両誘導も貴市の所掌と理解して宜しいでしょうか。 | 前段は、No10を参照してください。 後段は、ご理解のとおりです。 |
| 12 | 15 | 第3章 | 第2節 | 2 | 計量後の行先案内(場所の指示)は、貴市において実施する業務と考えてよろしいでしょうか。 | No11を参照してください。 |
| 13 | 15 | 第3章 | 第2節 | 3-2) | 直接搬入者とは、委託業者及び許可業者以外の搬入者とと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | 16 | 第3章 | 第3節 | 4) | 「計量棟やプラットフォームでの監視で確認された処理不適物及び資源物(搬入用の段ボール等含む)については、原則として持ち込んだ者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じない、または受け入れ後に発見した場合などの理由により、処理不適物が残った場合は、適切に貯留すること。」とあります。計量棟における受付管理業務は貴市の所掌であるため、計量棟で処理不適物及び資源物が確認された場合、貴市に処置していただくと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 16 | 第3章 | 第4節 | 3) | 有害鳥獣(イノシシ等)の処理を行うとの記載がございますが、有害鳥獣は本要求水準書 P4の表のイノシシ(狩猟・野良:1日の搬入上限8頭)年間処理量約580頭の中で、野良犬猫等は含まれないものの理解でよろしいでしょうか。また有害鳥獣に含まれない場合には、野良犬猫等は一般ごみと同様の受入・焼却処理をするとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段、後段ともにご理解のとおりです。 |
| 16 | 16 | 第3章 | 第6節 | 2) | 「～なお、電気事業者との契約については 運営事業者とし、売電収入の帰属先は本市とする～」とあります。売電に必要なアンシラリー料金も貴市に帰属し、貴市から支払われると理解して宜しいでしょうか。 | アンシラリーサービス料金は事業者負担とします。 |
| 17 | 16 | 第3章 | 第6節 | 2) | 「契約電力には、本施設停止期間中の資源化工場及びヘルシーランド福島の稼働を考慮することとし、その間の使用料金も含め、運営事業者の負担とする。ただし、焼却炉立上げ時の消費電力が大きい時間帯での資源化工場稼働は予定していない。」と記載がありますが、契約電力には本施設立上げ時の電力に加え、ヘルシーランド福島への最大送電量230 kWを見込むと理解で宜しいでしょうか。 | 事業者提案とします。 |

| | | | | | | |
|----|----|-----|------|------------|---|---|
| 18 | 16 | 第3章 | 第6節 | 2) | なお、電気事業者との契約については 運営事業者 とし、売電収入の帰属先は本市とする。とありますが、ウクライナ戦争、エネルギー問題、インフレ、円安等の情勢を考慮すると、20年間の運営期間の電力単価を事業者単独で判断することは極めて困難であり、単価違いによって評価に差が出ることは公平な競争にならないと考えますので、非価格要素審査の運営・保全業務の余熱利用及び売電計画(様式6-20)については、売電単価や収入の大小ではなく、売電方法について評価して頂けると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 19 | 16 | 第3章 | 第6節 | 2) | 売電先との契約は運営事業者とありますが、電気事業者は運営事業者にて任意で決定できると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 20 | 17 | 第3章 | 第8節 | | 「運営事業者は、ごみ搬入量、ごみ処理量、焼却残渣等の量、各設備機器の運転データ、電気・上水・薬品使用量等の用役データを記録する～」とあります。ごみ搬入量については貴市から計量データをご教示いただけると理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 21 | 18 | 第3章 | 第10節 | 3 | ヘルシーランド福島との運営・維持管理上の責任分界点をご教示下さい。 | 敷地境界とします。 |
| 22 | 22 | 第4章 | 第3節 | 2 1)(1) | 展示・学習機能に係る展示・解説のコンテンツは、運営期間に2回以上更新するものとの記載がございますが、一方で、p31第5節 5)では、見学者説明用パンフレットや説明用映写ソフト、場内案内説明装置の内容更新は、運営期間中に3回行うとの記載がございます。p22の2回以上記載は、3回と読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。P22「展示・学習機能に係る展示・解説のコンテンツ」の2回以上更新については提案によります。 |
| 23 | 25 | 第5章 | 第2節 | 表5.1 | 業務期間中の測定項目の内、排ガスの有害金属については、要求水準書 設計・建設業務編のp9 第1章 第2節10 1)(8)その他物質の表の指定有害物質8項目との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 25 | 第5章 | 第2節 | 表5.1 | 空間放射線測定に記載に、計測項目が放射性セシウム濃度と記載がございますが、空気中の場合、空間線量率(μ Sv/h)を計測することよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 25 | 27 | 第5章 | 第3節 | 3-1) | 「速やかな本施設の運転停止」とありますが、停止基準値を超過した焼却炉を運転停止すると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 28 | 第5章 | 第3節 | 4 2) | 本施設で処理を継続できない場合の対応について、「長期の停止によりごみ処理ができない場合は、代替の処理施設等の手配は原則、運営事業者が行うものとし、必要に応じて本市が協力する。なお、処理に係る費用は運営事業者の負担とする。」とあります。不可抗力や、運営事業者が善管注意義務を遂行した上での処理不適物の混入等、発生原因が運営事業者の責ではない場合、上記費用負担についてはご協議頂けると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 27 | 28 | 第5章 | 第3節 | 4 2) | 本施設で処理を継続できない場合の対応について、「長期の停止によりごみ処理ができない場合は、代替の処理施設等の手配は原則、運営事業者が行うものとし、必要に応じて本市が協力する。なお、処理に係る費用は運営事業者の負担とする。」とあります。不可抗力や、運営事業者が善管注意義務を遂行した上での処理不適物の混入等、発生原因が運営事業者の責ではない場合の費用負担については、要求水準書(案) 運営・維持管理業務編に対する質問回答のNo. 19のご回答の通りと理解して宜しいでしょうか。 | No26を参照してください。 |
| 28 | 31 | 第7章 | 第3節 | 1) | 「～構内道路等の積雪対策(融雪設備、除雪等)を実施し～」とあります。積雪対応について、既設工場において実施している内容、頻度、使用重機等をご教示いただけますでしょうか。 | 現在は積雪量に応じて場内で使用しているホイールローダー等で除雪を行っております。 |
| 29 | 31 | 第7章 | 第3節 | 1) | 積雪対応について、今回整備するヘルシーランドの駐車場については対象外と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 30 | 32 | 第7章 | 第5節 | 7) | 「見学者受入人数の想定については、年間 2,000 人を想定している。」とあります。以下についてご教示願います。 1想定人数2,000人のうち、団体見学者、個人見学者それぞれの想定人数があれば、ご教示ください。 2団体見学者の1回あたりの最大人数の想定値があれば、ご教示ください。 3見学者は、事前予約者のみと考えてよろしいでしょうか。当日、急な予約なしの見学者の場合は事業者で対応できない可能性があります。 | 1あらかじめクリーンセンターの令和元年度の実績を基に想定しています。 一般見学者 17団体 232人 小学生 36校 1,928人 合計 2,160人 2最大人数は90人(1クラス30人×2クラス+引率等) 3見学者の受入れの判断は市が行います。基本的には事前予約者ですが、予約なしでの見学もあり得ます。 |
| 31 | 32 | 第7章 | 第5節 | 7) | 「見学者受入人数の想定については、年間 2,000 人を想定している。」とあります。想定人数2,000人のうち、団体見学者、個人見学者それぞれの想定人数、団体見学者1回あたりの最大人数の想定値、見学者対応の対象者については、要求水準書(案) 運営・維持管理業務編に対する質問回答のNo. 20のご回答の通りと理解して宜しいでしょうか。 | No30を参照してください。 |
| 32 | 32 | 第7章 | 第7節 | 1) | 「本市は、防災備蓄品を納入、管理する。」とあります。災害発生時には、本施設に一時的に滞留する見学者のための防災備蓄品についても貴市にて納入、管理するとの理解でよろしいでしょうか。また、運営事業者作業員のための防災備蓄品は運営事業者が納入、管理すると考えてよろしいでしょうか。 | 前段、後段ともにご理解のとおりです。 |

| | | | | | | |
|----|----|-----|-----|--------|--|--|
| 33 | 32 | 第7章 | 第7節 | 1) | 「本市は、防災備蓄品を納入、管理する。」とあります。防災備蓄品の納入、管理の所掌については、要求水準書（案）運営・維持管理業務編に対する質問回答のNo. 21のご回答の通りと理解して宜しいでしょうか。 | No32を参照してください。 |
| 34 | 32 | 第7章 | 第7節 | 3) | 「災害発生時には、本施設見学者等が、本市の「地域防災計画」で定める避難所に安全に避難移動できるまでの間、一時避難場所となることを想定した施設機能を有するなど、地域防災に協力を行うこと。」とあります。本施設での市民の方の避難対象は本施設見学者のみであり、その他周辺住民等の一般市民の避難は想定しないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 32 | 第7章 | 第7節 | 3) | 「災害発生時には、本施設見学者等が、本市の「地域防災計画」で定める避難所に安全に避難移動できるまでの間、一時避難場所となることを想定した施設機能を有するなど、地域防災に協力を行うこと。」とあります。本施設における避難対象の市民については、要求水準書（案）運営・維持管理業務編に対する質問回答のNo. 22のご回答の通りと理解して宜しいでしょうか。 | No34を参照してください。 |
| 36 | 37 | 第9章 | | | 貴市業務への協力内容を検討するため、管理棟の貴市事務室で勤務される20名の方の業務内容・人員割り振りについてご教示下さい。「本市にて実施する業務」として第1節～第9節の業務の記載がありますが、20名全ての方が「本市にて実施する業務」を担当されるのでしょうか。あるいは、その他の部門や業務を実施される方もいらっしゃるかとご教示下さい。 | 2-1. 要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問のNo118を参照してください。 |
| 37 | 37 | 第9章 | 第1節 | 2) | 「～本施設とあらかわクリーンセンターの搬入量調整を行う～」とあります。搬入調整の内容や実績(想定される時期、期間、量)をご教示ください。 | 搬入量調整は本市の業務となりますが、月一回翌月分の調整会議を行い、ピット内のごみ残量により各施設への搬入割合を決定しています。量は状況により異なります。 |
| 38 | 37 | 第9章 | 第1節 | 2) | 「～本施設とあらかわクリーンセンターの搬入量調整を行う～」とあります。搬入量調整の内容や実績については、要求水準書（案）運営・維持管理業務編に対する質問回答のNo. 24のご回答の通りと理解して宜しいでしょうか。 | No37を参照してください。 |
| 39 | 37 | 第9章 | 第1節 | 3) | 「本市は、展開検査(パッカー車等の中身の検査)を年2回程度行うものとし・・・」とありますが、対象となる想定台数をご教示下さい。また運営事業者の具体的な協力内容もご教示ください。 | 一回あたり5台程度です。協力内容としては、誘導や清掃等です。 |
| 40 | 37 | 第9章 | 第2節 | 3), 5) | 3)に混載時は、1度計量後プラットホームで可燃ごみまたは可燃粗大ごみを荷卸し、2度計量後、ストックヤードでの荷卸し後は計量を行わず退出との記載があり、2度計量目では可燃ごみまたは可燃粗大ごみの持込量の計量しかできず、ストックヤード持込分は直搬車両重量が不明のため計測できませんが、5)で搬出用計量機で計量時に料金徴収との記載があることから、ストックヤード搬入分については、持込重量把握及び料金徴収は不要との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 41 | 37 | 第9章 | 第2節 | 3) | 「混載状態のごみを搬入する直接搬入者について、ストックヤード荷下ろし後の計量を行わない。」とありますが、ストックヤードの荷下ろし対象物のみを持込される場合は、計量棟で受付のみ実施し、2回計量は行わないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 42 | 37 | 第9章 | 第2節 | 5) | 「直接搬入者については、原則として搬出用計量機での計量時に料金徴収を行う。」とありますが、現状市民持込ごみは無料と伺っております。将来ごみ有料化が導入された場合、ストックヤードで荷下ろしする資源ごみ・不燃ごみ・不燃粗大ごみについて従量課金され、3回計量が必要となる可能性はありますでしょうか。 | 現時点では未定です。 |
| 43 | 37 | 第9章 | 第2節 | 8) | 「本市は、ストックヤードに搬入された資源物の品目毎の仕分けを行う。」とあります。ストックヤードにおける受入、積替え・保管等の運転管理業務についても貴市が行い、維持管理に関しては事業者が行うと理解してよろしいでしょうか。また、ストックヤードの維持管理に係る具体的な要求事項はないものと理解しております。 | ご理解のとおりです。 |
| 44 | 37 | 第9章 | 第2節 | 8) | 「本市は、ストックヤードに搬入された資源物の品目毎の仕分けを行う。」とあります。ストックヤードにおける受入、積替え・保管等の運転管理業務の所掌については、要求水準書（案）運営・維持管理業務編に対する質問回答のNo. 29のご回答の通りと理解して宜しいでしょうか。 | No43を参照してください。 |
| 45 | 37 | 第9章 | 第2節 | 8) | 「本市は、ストックヤードに搬入された資源物の品目毎の仕分けを行う。」とありますが、ストックヤードでの受入業務はすべて貴市の業務と考えてよろしいでしょうか。 | No43を参照してください。 |
| 46 | 37 | 第9章 | 第3節 | 1) | ペット受付・料金徴収は貴市の業務ですが、領収書発券機も貴市にて手配すると考えてよろしいでしょうか。 | 事業者にて手配とします。 |
| 47 | 37 | 第9章 | 第3節 | 1) | 「本市は、管理棟において市民持込のペットの受付、記録、確認、料金徴収を行う。また、希望者には遺骨の返還を行う。」とあります。遺骨を市民へ返還しない場合の遺骨の処理も貴市が実施頂けると理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | |
|----|----|-----|-----|--------|---|---|
| 48 | 37 | 第9章 | 第3節 | 2) | 「本市による小動物焼却を除き、運営事業者は、小動物焼却施設の維持管理や清掃他、一切の業務を行うこと」とありますが、小動物の受入、焼却、遺骨返還の一環した業務に含まれない以下についてが運営事業者の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。 ①保守管理、補修工事、更新工事 ②定期清掃（運転毎に実施される灰のかき出し等の日常清掃は除く） ③用役の管理 | ご理解のとおりです。 |
| 49 | 37 | 第9章 | 第3節 | 2) | 「本市は、小動物焼却施設でペットを受入れた後、焼却を行う。本市による小動物焼却を除き、運営事業者は、小動物焼却施設の維持管理や清掃他、一切の業務を行うこと。」とあります。 小動物焼却に伴い、日常的に発生すると考えられる灰出し作業及び炉内の灰除去作業等は貴市にて実施して頂けると理解してよろしいでしょうか。運営事業者が実施する場合、具体的な実施頻度等をご教示いただけますでしょうか。 | No48を参照してください。 |
| 50 | 37 | 第9章 | 第3節 | 2) | 「本市は、小動物焼却施設でペットを受入れた後、焼却を行う。本市による小動物焼却を除き、運営事業者は、小動物焼却施設の維持管理や清掃他、一切の業務を行うこと。」とあります。 一方、38ページ目の第4節には「本市は、管理棟の室内清掃を行うものとするが、外壁や窓等の足場や高所作業が必要となる清掃については、運営事業者が行うものとする。」とあります。 管理棟内に小動物焼却施設を設置する場合、お別れ室及び小動物焼却炉室についての清掃は貴市にて実施していただけるものとし、運営事業者は外壁や窓などの足場や高所作業が必要となる清掃のみを実施すると考えてよろしいでしょうか。 | 管理棟内に小動物焼却施設を設置した場合においても、小動物焼却施設の清掃は運営事業者にて実施するものとします。 |
| 51 | 37 | 第9章 | 第3節 | 1), 2) | 「本市は、管理棟において市民持込のペットの受付、記録、確認、料金徴収を行う。また、希望者には遺骨の返還を行う。本市は、小動物焼却施設でペットを受入れた後、焼却を行う。本市による小動物焼却を除き、運営事業者は、小動物焼却施設の維持管理や清掃他、一切の業務を行うこと。」と記載がございますが、焼却の中には、以下が含まれておりますでしょうか。 1. 1日2回小動物焼却を行う場合のその間の清掃 2. お骨の返却は貴市ですが、お骨を骨壺に収める作業 ※1日の終了時には事業者での清掃は想定しております。 | 1. No48を参照してください。 2. 本市にて実施します。 |
| 52 | 37 | 第9章 | 第3節 | 4) | 受付時間は8:45～11:30、13:00～16:30とありますが、焼却を実施される時間についてご教示下さい。 | 原則市職員の勤務時間中に実施しますが、受入れの状況により異なります。 |
| 53 | 38 | 第9章 | 第4節 | 1) | 「管理棟の清掃に関して、外壁や窓等の足場や高所作業が必要となる清掃については、運営事業者によるもの」との記載がございますが、足場や高所作業を必要としない範囲の外壁・窓清掃については、貴市で対応されると考えてよろしいでしょうか。 | 本市でも実施しますが、足場や高所作業にて外壁・窓清掃を行う際には、足場や高所作業が不要な箇所においても外壁・窓清掃を実施してください。 |
| 54 | 38 | 第9章 | 第5節 | 1) | 「本市は、施設見学者の受付、記録、管理を行うものとする。なお、施設の見学者の説明対応は運営事業者が行うこと。」とあります。見学者の事前予約に関する業務も貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 55 | 38 | 第9章 | 第5節 | 1) | 施設見学者の受付に際し、対応可能な日程及び人数・グループ数について、あらかじめ貴市と運営事業者にて調整させていただけると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 56 | 38 | 第9章 | 第5節 | 1) | 「本市は、施設見学者の受付、記録、管理を行うものとする。なお、施設の見学者の説明対応は運営事業者が行うこと。」とあります。 見学者の事前予約に関する業務の所掌については、要求水準書（案）運営・維持管理業務編に対する質問回答のNo.30のご回答の通りと理解してよろしいでしょうか。 | No54を参照してください。 |
| 57 | 39 | 第9章 | 第6節 | 4 | 「運営事業者は、本市が周辺環境モニタリングを行うに当たっては、全面的に協力すること。」とあります。 具体的な協力内容については、要求水準書（案）運営・維持管理業務編に対する質問回答のNo.31のご回答の通りと理解してよろしいでしょうか。 | 協力内容は運転データ（処理量、排ガス量・濃度等）等の提示を想定しています。 |

3. 優先交渉権者決定基準書

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答 |
|-----|------|-----|-----|--------|--|--|
| 1 | 4, 5 | 3 | (2) | 1) 表-1 | 応募者の公平性を期すために、新設する焼却炉における工事期間中の既設焼却炉と連携した安全対策や維持補修等、特定の企業のみが有利となる提案は不可(評価されない)と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 4 | 3 | (2) | 1) 表-1 | 設計建設業務/脱炭素社会への貢献にて、先進的な提案、とありますが、跡地を利用する提案をしてもよろしいでしょうか。その場合、別途工事として提案してもよろしいでしょうか。 | 提案を可としますが、2-1. 要求水準書(設計・建設業務編)に対する質問のNo37の回答に示すように本工事業において実施する内容のみを審査対象とします。本工事で実施しない将来計画については、参考と捉え、評価の対象としません。 |
| 3 | 4 | 3 | (2) | 1) 表-1 | 運営保全業務/協力連携/支援及び協力体制にて、あらかじめクリーンセンターとの協力体制についての提案が求められていますが、実施可否を検討するためにあらかじめクリーンセンターにコンタクトしてもよろしいでしょうか。 | 個別対話や次回質問にて確認してください。 |
| 4 | 5 | 3 | (2) | 1) 表-1 | 運営保全業務/非常時対策/自然災害対応で、避難者の安全確保とありますが、避難者とは様式6-25に記載されている来場者及び従業員との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。「避難者」は削除します。 |
| 5 | 5 | 3 | (2) | 1) 表-1 | 「自然災害等への対応」において、「来場者、避難者及び従業員の安全確保」とありますが、ここでいう「避難者」とは災害発生後に、一時避難する施設見学者以外に自主的に避難して来られる周辺住民の方も含むと考えてよろしいでしょうか。 | No4を参照してください。 |
| 6 | 5 | 3 | (2) | 1) 表-1 | 事業計画>地域貢献>地元企業の活用にて、「全事業費における、地元企業への発注予定額ほどの程度か」との記載がありますが、そのうち人員の地元発注額としては、以下ケースについて対象であると考えてよろしいでしょうか。 1. 貴市に本店がある地元企業に人員を依頼した場合は、その地元企業への発注額 2. SPC又は構成員が貴市在住者を採用した場合はその発注額 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | 5 | 3 | (2) | 1) 表-1 | 地元企業への発注予定額未達の場合、ペナルティについて基準はありますでしょうか。 | 「募集要項 添付資料 5 モニタリング及び対価の減額」の考え方に準じます。 |
| 8 | 6 | 3 | (3) | | 基準額については事後公表となっておりますが、基となる計算方法等はありませんでしょうか(福島市低入札調査基準価格算定式など)。 | 基準額については事後公表としておりますが、低入札調査基準価格は設定しておりません。 |
| 9 | 6 | 3 | (3) | | 基準額は、建設・運営・土壌価格へ別々に設けられるものではなく、募集要項5.(2)2(ア)に記載の提案上限価格に対して設けられると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 10 | 6 | 3 | (3) | | 価格審査の計算式について、「最低提案価格≦基準額の場合 価格点=40点×(基準額/提案価格)」とありますが、提案価格が基準額以下の場合は、注記にも記載がある通り最大の40点を付与していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

4. 基本協定書(案)

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答 |
|-----|-----|------|-----|--------|---|---------------------------------------|
| 1 | 1 | 第4条 | | | 参加資格審査書類提出時に特定建設工事共同企業体協定書の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。 | 1. 募集要項に対する質問に対する質問のNo31の回答を参照してください。 |
| 2 | 2 | 第5条 | 第2項 | 2 (1)ア | 本施設の使用開始後、運営事業者の本店を本施設に登録してよろしいでしょうか。 | 1. 募集要項に対する質問に対する質問のNo30の回答を参照してください。 |
| 3 | 6 | 第12条 | | | 福島市情報公開条例に従い情報を開示する場合、同条例に従い当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くと理解してよろしいでしょうか。 | 基本協定書のとおりとします。 |

5. 基本契約書（案）

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答 |
|-----|-----|------|-----|----|--|---------------------------------|
| 1 | 1 | 第5条 | | | 募集要項等に係る質問回答書の優先順位は、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約よりも上位としていただけないでしょうか。 | 基本契約書のとおりとします。 |
| 2 | 1 | 第5条 | | | 実施方針時の質問回答も有効のままと考えてよろしいでしょうか。その場合、優先順位についてご教示下さい。 | 無効とします。 |
| 3 | 4 | 第8条 | 6項 | | 本基本契約締結後速やかに、別紙4書式による出資者保証書を作成して発注者に提出するものとするのご記載がございますが、同様に基本協定書にも出資者保証書（別紙3）の提出に関するご記載がございます。当該保証書の提出は一度で良いと考えますが、基本契約の締結後にご提出するものと理解して宜しいでしょうか。 | 運営事業者設立後及び基本契約締結後にそれぞれ提出してください。 |
| 4 | 6 | 第16条 | | | 運営事業者の履行の保証について、保証上限を設定いただけないでしょうか。 | 保証上限はありません。 |
| 5 | 7 | 第18条 | | | 第18条第1項における「本基本契約上の義務」とは、本基本契約固有の義務を指しており、建設工事請負契約や運営業務委託契約における義務を包含するものではないと考えてよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約や運営業務委託契約における義務を含みます。 |
| 6 | 7 | 第20条 | | | 福島市情報公開条例に従い情報を開示する場合、同条例に従い当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くと理解してよろしいでしょうか。 | 基本契約書のとおりとします。 |

6. 建設工事請負契約書（案）

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答 |
|-----|-----|------------|-----------|----|---|---|
| 1 | | 第3条 | 1項 | | 受注者は契約締結後14日以内に内訳書を作成し貴市に提出する必要がある旨のご記載がございますが、当該内訳書は循環型社会形成推進交付金の受領のための内訳書では無いものと理解して宜しいでしょうか。循環型社会形成推進交付金の受領のための内訳書（設計書）は実施設計の完了後に作成作業を開始することとなります。 | ご理解のとおりです。 なお、交付金申請のための内訳書の提出時期については別途指示いたします。 |
| 2 | | 第10条 | 4項 | | 設計主任技術者は、設計業務に関し十分な経験及び資格を有する者でなければならないのご記載がございますが、保有すべき資格についてご教示いただけますでしょうか。 | 法令上必要な資格です。 |
| 3 | 7 | 第22条 | 第1項 | | 「その他受注者の責めに帰すことができない事由」には新型コロナウイルスのような感染症の流行も含まれ得ると理解してよろしいでしょうか。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設業務等に支障が生じるといえる場合は、基本的に「工期の延長変更を請求することができる」として、協議にて詳細を決定するものとします。 |
| 4 | | 第26条 | 1項 | | 「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により」との記載がありますが、各水準の具体的な指標は、本条に基づく請求が行われる時点で協議をさせて頂けるものと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | | 第30条 | | | 新型コロナウイルス感染症などは不可抗力に含まれると考えてよろしいでしょうか。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設業務等に支障が生じるといえる場合は、基本的に「不可抗力」によるものとして、協議にて詳細を決定するものとします。 |
| 6 | | 第35条 | 1項、 3項 | | 前払金及び中間前払金に関するご記載がございますが、前払金と中間前払金はどちらもご請求が可能であると理解して宜しいでしょうか。 また、前払金および中間前払金の割合は、第39条の2第2項に記載の出来高予定額に対してではなく、事業費全体に対する割合であり、ご請求が可能な回数は1回であると理解して宜しいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。 後段については、第39条の3のとおりです。 |
| 7 | | 第42条 の2 | 1 | | 「本施設が第32条第4項又は第5項に規定する引渡しの時において募集要項等、事業提案書及び設計成果物に規定された要求性能を有することを保証し、運営事業者とともに原因究明を行い、直ちにこれを補修し、必要な作業を行うとともに、発注者に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。」とありますが、事業提案書で性能保証事項として明記してあるもの以外では、要求水準書第6節1 2)「性能保証事項」に定めるものが、これに該当すると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 8 | | 第42条 の2 | 3 | | 「保証期間中、本施設が第1項に規定する要求性能を備えなくなったときには、当該状態が改善され、発注者の承諾が得られた時から起算してその後3年間まで、保証期間を延長する。」とありますが、繰り返し適用されることはないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 ただし、同じ個所で不具合が続くようであれば延長するものとします。 |
| 9 | | 第51条 | 9 | | (第39条第1項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)とありますが、該当する前条第2項「本条」の誤記と考えるとよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。修正いたします。 |
| 10 | | 第54条 | 3 | | 「受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年間が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。」とありますが、契約適合責任期間は民法によるかと考えてよろしいでしょうか。 | 契約不適合責任期間は建設工事請負契約書第54条に定めるとおりです。 |

7. 運営業務委託契約書(案)

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答 |
|-----|-----|------|-----|--------|---|---|
| 1 | 1 | 第1条 | 3 | | 募集要項等に係る質問回答書の優先順位は、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約よりも上位としていただけないでしょうか。 | 運営業務委託契約書(案)に示すとおりとします。 |
| 2 | 2 | 第4条 | 1 | | 「受注者は、本運営業務委託契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」とありますが、本運営業務委託契約の締結日から令和10年3月31日までの期間は本施設の運営準備を行う業務準備期間(第2条2項)になります。この令和10年3月31日までの期間は、各年度の運営業務委託費(第4条2項)は発生しませんので履行保証保険の締結は不要と考えてよろしいでしょうか。 | 契約保証については、供用開始する令和10年4月までに納付または保証、付保するものとします。 |
| 3 | 6 | 第12条 | 第5項 | | 本施設と、あらかじめクリーンセンター両施設間の搬入焼却計画等の調整業務に協力するのとありますが、搬入焼却計画以外に想定されている調整業務がございましたらご教示ください。 | 提案事項となっています。 |
| 4 | 7 | 第17条 | 4項 | | 「管理棟の電話及びインターネット、並びに…電気以外の用益に係る各契約を締結」との記載がありますが、募集要綱添付資料3との整合性が取れていないように思われます。どちらを正として取扱えばよろしいでしょうか。(例えば資源化工場及びヘルシーランド福島の上水道の負担は本市になっているなど) | 整合しています。 |
| 5 | 7 | 第17条 | 3 | | 資源化工場及びヘルシーランド福島の稼働に必要な電力は事業者負担ですが、新焼却工場が全炉停止期間の場合は、資源化工場及びヘルシーランド福島も休止し、電力使用量が最低となると考えてよろしいでしょうか。 | 新焼却工場が全炉停止期間の場合においても資源化工場及びヘルシーランド福島は稼働しますので、買電で対応してください。ただし、契約電力の増加を防ぐため焼却炉立上げ時の消費電力が大きい時間帯での資源化工場稼働は予定していません。 |
| 6 | 10 | 第2章 | 第3節 | 29 2 | ごみ処理量の増加について、「受注者は、災害等以外の原因により本施設の処理能力を上回る処理対象ごみが搬入されることとなった場合は、発注者とその対応について協議することとする～」とあります。「本施設の処理能力」について、具体的な数値を想定されていればご教示いただけますでしょうか。 | 処理能力は施設規模と同様です。 |
| 7 | 11 | 第2章 | 第3節 | 第30条 | ごみ質及びごみ量の変動について、「本施設に搬入されるごみの性状が要求水準書に定める計画ごみ質から著しく逸脱し、～必要な要求水準書等の変更及び運営業務委託費の見直しについての協議を行うものとする。」とあります。計画ごみ質から「著しく逸脱」する場合に関して、貴市にて御想定されている条件が御座いましたらご教示いただけますでしょうか。 | 状況に応じて協議にて決定します。 |
| 8 | 11 | 第30条 | | | 計画ごみ質から著しく逸脱した場合は委託費の見直し協議ができることとなっておりますが、計画ごみ質の逸脱程度に関わらず、その期間が長期にわたる場合にも、委託費見直しの協議が可能と考えてよろしいでしょうか。 | 状況に応じて協議にて決定します。 |
| 9 | 14 | 第40条 | 5 | | 「本施設において処理対象ごみの受け入れが不可能となった場合、受注者は、受け入れができなかった分の処理対象ごみを処理できる代替施設等の手配を行う」とありますが、事業者へ帰責事由が無い場合においては貴市にて手配を行っていただけてと考えてよろしいでしょうか。また、その際の費用負担についても貴市にて負担いただけてと考えてよろしいでしょうか。 | 前段、後段ともにご理解のとおりです。 |
| 10 | 17 | 第53条 | 1 | | 「令和26年度の発注者が指定する期限までに、要求水準書 運営・維持管理業務編第4章第7節に従い長寿命化総合計画を再策定し」とありますが、続く第54条第2項では「受注者は、業務期間終了時に、要求水準書 運営・維持管理業務編第1章第4節5に従い長寿命化総合計画を再策定し」と規定されています。令和26年度と令和30年度とで合計2回の長寿命化計画を再策定すると考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書(運営・維持管理業務編)第4章第7節に示すとおりです。 |
| 11 | 21 | 第62条 | 1 | (1) | 「運営業務委託費が2分の1以上減少したとき」とありますが、運営・維持管理事業の全事業期間と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 31 | 別紙1 | | 26 | 「事業提案書で性能保証事項として明記したものの以外では、要求水準書第6節1 2)「性能保証事項」に定めるものがこれに該当すると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 13 | 35 | 別紙2 | | 3-(3) | 「減額の程度は、1件の是正勧告に対して減額対象の10%とする。なお、複数の是正勧告による減額の限度は、50%とする。」とありますが、対象となる事象が解消された日をもって是正勧告数もリセットされると考えてよろしいでしょうか。 | 対象となる1事象が解消される毎に是正勧告数が1件減少することになります。 |
| 14 | 35 | 別紙2 | | 3-(3) | 「減額の程度は、1件の是正勧告に対して減額対象の10%とする。なお、複数の是正勧告による減額の限度は、50%とする。」とありますが、次項(4)では「減額率(%)」とされており。それぞれ、日割りの減額率、及び日割り減額率の上限を指すものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 39 | 別紙3 | 3 | (3) 9) | 「※本事業の応募者が表3に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、優先交渉権者決定後の協議において発注者とその妥当性について協議を行うことができる。」とあります。この当該指標と合理的根拠を記載する場合は、ご指定されている様式とは別に、自由書式にてご提示するものと理解して宜しいでしょうか。 | 1. 募集要項に対する質問のNo45の回答を参照してください。 |

8. 様式集

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回答 |
|-----|-----------------|-----------------|-------------------|-----|--|--|
| 1 | - | - | - | - | 各様式の「年 月 日」記載欄は、西暦にて記載するものと理解して宜しいでしょうか。 (実績をお示しする様式においては、和暦の場合、平成と令和が混同する可能性があるためお聞きいたします) | 和暦で記載してください。 |
| 2 | | 個別対 話用資 料 | | | 「ごみ、空気、排ガス、灰、飛灰、鉄等の主要なフローがわかる全体処理フロー図」とありますが、「鉄等」は誤記 と考えてよろしいでしょうか。 | 「、鉄等」は削除します。 |
| 3 | word版 p15～23 | 様式2-1 ～8 | | | 構成企業は、貴市HP上で公表されております競争入札参加有資格業者に登録されている商号又は名称、代表者等、住 所を記載すると理解してよろしいでしょうか。 | 本市のホームページ上の情報は4月1日現在の情報であり、以降の情報は更新されておりません。そのため、本市に届け出している最新の情 報で記載してください。 |
| 4 | | 様式2-1 | 参加資 格審査 申請書 | | 構成企業の欄に記載する称号又は名称、所在地、代表者は貴市に入札参加申請の登録をしている各個別の企業を記載 するものと理解して宜しいでしょうか(例：設計・建設業務の場合、JV名称ではなく、各JV構成企業を個別に記載す る)。 またその場合、様式2-2～2-8までも同様であると理解して宜しいでしょうか。 | 前段、後段ともに、ご理解のとおりです。JVを組成する場合は商号又 は名称欄にJV名称も併記してください。 |
| 5 | | 様式2-3 | 委任状 | | 「(構成企業)」とのご記載がございますが、構成企業とは構成員および協力企業を含む全ての企業を指すものであり、 構成員および協力企業からの委任が必要であると理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | | 様式2-3 | 委任状 | | 代理人使用印鑑と代表企業代表者の印は、どちらも貴市への入札参加資格の申請時に使用した印鑑と同じである必要 があると理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | | 様式2-3 | 委任状 | | 代表企業代表者とは、代表企業が貴市の入札参加申請において代表者(代表取締役社長など)から委任されている者 (支店長など)と理解して宜しいでしょうか。 | 申請時に登録している代表者となります。 |
| 8 | word版 p18 | 様式2-3 | | | 応募者を構成する構成企業ごとに代表企業へ委任する形でもよろしいでしょうか。(構成企業から代表企業へそれぞ れ作成する形でもよろしいでしょうか。) | 可とします。 |
| 9 | word版 p19～23 | 様式2-4 ～8 | 1 | 1 | 会社概要は会社パンフレット等を提出することでよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 10 | | 様式2-4 | 1 | ① | 構成企業について共通の参加資格要件として、会社概要との記載がございますが、会社案内(パンフレット等)を添 付することで足り得ると理解してよろしいでしょうか。 また、以降の同じ記載においても、同様と理解して宜しいでしょうか。 | No9を参照してください。 |
| 11 | word版 p19～23 | 様式2-4 ～8 | 1 | 1～5 | 1. 共通の参加資格要件1～5の書類は、写しでもよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 12 | word版 p19～23 | 様式2-4 ～8 | 1 | 2～5 | 「共通の参加資格要件1. 2法人税納税証明書3法人住民税納税証明書4法人事業税納税証明書5消費税及び地方消費税 納税証明書」については、それぞれ登記上の本店もしくは、主たる営業所の所在地の未納税額がないことの証明書を 添付することでよろしいでしょうか。 | No16を参照してください。 |
| 13 | word版 p19～23 | 様式2-4 ～8 | 1 | 2～5 | 「共通の参加資格要件1. 2法人税納税証明書3法人住民税納税証明書4法人事業税納税証明書5消費税及び地方消費税 納税証明書」については、それぞれ単独で用意する必要はなく、1から5の内容が理解できればよろしいでしょうか。 例として、2と5について納税証明書(その3の3)を1部提出でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | word版 p19～23 | 様式2-4 ～8 | 1 | 3 | 法人住民税は登記上の本店もしくは、主たる営業所の所在地における法人県民税のみの提出(法人市民税は不要)との 理解でよろしいでしょうか。 | 法人市民税も提出してください。 |
| 15 | word版 p19～23 | 様式2-4 ～8 | 2 | 1 | 貴市HPの競争入札参加有資格者名簿の該当部分を印刷し、提出することでよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 16 | | 様式2-4 ～2-8 | | | 共通の参加資格要件②～⑤で提出する納税証明書は、納税証明書その3の3、法人市民税、法人県民税、法人事業税 の4種類で足りるものと理解してよろしいでしょうか。 また、本店所在地と様式2-1等に記載する住所が異なる(代表取締役社長から委任を受けた支店長等が貴市の入札参 加資格を取得している)場合、法人市民税(市)、法人県民税・法人事業税(都道府県)は、様式2-1に記載する所 在地(支店)での納税証明書で宜しいでしょうか。 | 前段、後段ともに、ご理解のとおりです。 |
| 17 | | 様式2-4 ～2-8 | | | 募集要項/P16/4. 応募者の参加資格要件/ (1) 応募者の構成等/2) にて業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構 成員または協力企業で分担することは差し支えないというご記載がございますので、複数の企業で分担する場合、少 なくとも1者が要件を満たしている場合、それ以外の者は様式2-4～2-8については「共通の参加資格要件」を満たす ことで足りるものと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 18 | word版 p19～22 | 様式2-4 ～7 | 2 | | 3か月以上の雇用を証する書類は、健康保険被保険者証を提出することとし、会社名の記載がない場合は、健康保 険組合等から加入証明書の交付等を添付することでよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | |
|----|--------------|-------|-------|---|--|---|
| 19 | word版 p19 | 様式2-4 | 2 | 2 | 資格を有する一級建築士を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。事業提案書提出時に配置を確定することが難しい状況となることを想定したものです。 | 可とします。 |
| 20 | word版 p20 | 様式2-5 | 2 | 3 | 資格を有する監理技術者かつ一級建築施工管理技士を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。事業提案書提出時に配置を確定することが難しい状況となることを想定したものです。 | 可とします。 |
| 21 | | 様式2-6 | 2 | ① | 「本市内に本社または本店があること。」との記載がございますが、登記簿謄本等の添付で証明に足り得ると理解して宜しいでしょうか。 | 登記簿謄本の履歴事項全部証明書を提出してください。 |
| 22 | word版 p21 | 様式2-6 | 2 | 1 | 本市に本社または本店があることとありますが、証明する書類は履歴事項全部証明書を提出することでよろしいでしょうか。 | No21を参照してください。 |
| 23 | word版 p21 | 様式2-6 | 2 | 4 | 資格を有する監理技術者かつ一級建築施工管理技士を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。事業提案書提出時に配置を確定することが難しい状況となることを想定したものです。 | No19及び20を参照してください。 |
| 24 | | 様式2-7 | 2 | ③ | 「事業方式をPFI方式（DBO方式を含む）」とするもの。」との記載がございますが、ご提示する実績がPFI方式（DBO方式を含む）であるものと証明する資料として、同事業の入札説明書（募集要項）等の写し等を添付することで足り得ると理解してよろしいでしょうか。また、以降の同じ記載においても、同様と理解して宜しいでしょうか。 | 前段、後段ともに、ご理解のとおりです。 |
| 25 | word版 p22 | 様式2-7 | 2 | 4 | 資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。事業提案書提出時に配置を確定することが難しい状況となることを想定したものです。 | No19及び20を参照してください。 |
| 26 | | 様式2-8 | 2 | ④ | 本項目を満足するために必要な資格者は多岐にわたり、かつ技術提案の内容によっても変動するため、施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できるという旨の誓約書を添付することで足り得ると理解して宜しいでしょうか。 | 1. 募集要項に対する質問に対する質問のNo24の回答を参照してください。 |
| 27 | word版 p24 | 様式2-9 | 1 | ※ | 設計を担当した実績があることを証する書類として、建築確認済証の写し及び基本・実施設計業務を担当した事が分かるJV協定書の写しを添付することでもよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 28 | | 様式2-9 | | | 「記載する実績は、2件までとしてください。」との記載がございますが、参加資格要件には件数のご記載がないため、1件のみの記載でも足りるものと理解して宜しいでしょうか。 | プラントの設計・建設を行う者以外は1件の記載でも結構です。 |
| 29 | | 様式2-9 | | | 「設計を担当した実績を証明する契約書の鏡の写し」との記載がございますが、発注者・受注者・契約日・契約金額・工期等が記載されていれば足りるものと理解してよろしいでしょうか。また、以降の、本施設の建築物等の建設を行う者の実績や本施設のプラントの設計・建設を行う者の実績、本施設の運営・維持管理業務を行う者の実績においても同様と理解して宜しいでしょうか。 | 発注者・受注者・契約日・契約金額・工期等が確認できる書類の写しでも可とします。なお、変更契約を締結している場合はその写しも提出してください。 |
| 30 | | 様式4 | | | 「提案価格は、契約時点（令和5年9月予定）の金額を記載すること。」とありますが、提案書類を提出するのは令和5年3月であり、およそ6カ月間のエスカレーションを見込んだ価格となります。また、「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱について」における交付対象事業費の算定要領では、「価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とする」と定められていることから環境省も交付金事業費の積算の起点を入札時と定めています。したがって価格提案書に記載する金額は入札時点（令和5年3月）の金額を記載することでもよろしいでしょうか。 | 様式4（注）4のとおりとします。 |
| 31 | | 様式4 | 価格提案書 | | 「（応募者）」とのご記載がございますが、応募者とは代表企業を指し、住所・称号又は名称・代表職者氏名は代表企業の企業名を記載するものと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 32 | | 様式5-5 | | | 設計仕様書を要求水準書の体裁に合わせることを目的に、要求水準書（設計・建設編、土壌汚染対策工事編、運営・維持管理業務編）のWordデータを提供願います。 | 市ホームページ上に掲載します。 |
| 33 | word版 p39 | 様式5-5 | | | 「要求水準書の体裁に準拠して作成すること」と記載がありますが、「1 総則」の項目は「要求水準書（設計・建設業務編） p1～42」、「要求水準書（運営・維持管理業務編） p1～12」及び「要求水準書（土壌汚染等対策工事編） p1～15」の各総則を1項目にまとめて作成すればよろしいでしょうか。また、「2 設計・建設に係る事項」、「3 運営・維持管理に係る事項」については、総則以外の要求水準書内容に準拠して作成すればよろしいでしょうか。 | 1「要求水準書（設計・建設業務編）」、2「要求水準書（土壌汚染等対策工事編）」、3「要求水準書（運営・維持管理業務編）」の順に修正します。なお、各総則も1項目にまとめず、要求水準書に沿って作成してください。 |
| 34 | word版 p39 | 様式5-5 | | | 要求水準書（土壌汚染等対策工事編）についての記載がありませんが、当該内容は「2 設計・建設に係る事項」に含めればよろしいでしょうか。 | No33を参照してください。 |
| 35 | word版 p39 | 様式5-5 | | | 要求水準書（設計・建設業務編）、要求水準書（運営・維持管理業務編）、要求水準書（土壌汚染等対策工事編）の電子データ（Word）のご提供をお願いします。 | No32を参照してください。 |
| 36 | | 様式5-6 | 1 | | 全体配置図及び動線計画図（敷地全体を含むこと）とありますが、1期工事完了後と2期工事完了後の図面をそれぞれ作成することとし、1期工事完了後の図面は1期工事面積全体のみを含むものとして作成、2期工事完了後の図面は1期工事面積と2期工事面積の全体を含むものとして作成すると理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 37 | | 様式5-6 | 1 | | 全体配置図及び動線計画図に敷地全体を含むとありますが、二期工事を含めた範囲と考えてよろしいでしょうか。 | No36を参照してください。 |

| | | | | | | |
|----|--------------|--------|-----|----|---|---|
| 38 | word版 p40 | 様式5-6 | | | 「施設立面図、各階機器配置図、施設全体鳥瞰図建設仕上表は全棟作成すること。」とご記載がございますが、ストックヤード(仮設)も含まれますでしょうか。 | ストックヤードも含めます。 |
| 39 | word版 p40 | 様式5-6 | | | 各種フローシート1ごみ、空気、排ガス、灰、飛灰、磁性物等と記載がありますが、磁性物等とは磁選機などにより、灰から金属回収するフローを提案することも可能との理解でよろしいでしょうか。また、提案可とする場合に金属回収等による有価物について事業者が取り扱う範囲は、募集要項添付資料2の通り、保管・積込までとし、有価物の計量・運搬及び再資源化業者への売却は貴市業務範囲(但し、再資源化業者の選定は事業者提案による)と理解すればよろしいでしょうか。 | 「磁性物」は削除します。 |
| 40 | word版 p40 | 様式5-6 | | | 各種フローシート4給水(上水・井水)と記載がありますが、給水(上水)と読み替えればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 修正します。 |
| 41 | word版 p40 | 様式5-6 | | | (様式5-6)全体配置図および動線計画図 「1.全体配置図および動線計画図(敷地全体を含むこと)」とあります。 ここでは、 ・ II期工事範囲を含めた敷地について、II期工事完了後の配置計画及び動線を示す計画図 ・ II期工事範囲を含めた敷地について、I期工事(今回事業での建設整備工事)完了時点の配置計画及び動線を示す計画図 ・ I期工事範囲(今回事業実施区域)について、I期工事(今回事業での建設整備工事)完了時点の配置計画及び動線を示す計画図 のいずれの提出を求めるものでしょうか。 該当する計画図の内容について、ご指示ください。 | No36を参照してください。 |
| 42 | word版 p40 | 様式5-6 | | | 施設全体鳥瞰図 「1.全体配置図および動線計画図(敷地全体を含むこと)」とあります。 ここでは、 ・ II期工事範囲を含めた敷地について、II期工事完了後の配置計画及び動線を示す計画図 ・ II期工事範囲を含めた敷地について、I期工事(今回事業での建設整備工事)完了時点の配置計画及び動線を示す計画図 ・ I期工事範囲(今回事業実施区域)について、I期工事(今回事業での建設整備工事)完了時点の配置計画及び動線を示す計画図 のいずれの提出を求めるものでしょうか。 該当する計画図の内容について、ご指示ください。 | I期工事範囲(今回事業実施区域)について、I期工事(今回事業での建設整備工事)完了時点における鳥瞰図を作成してください。 |
| 43 | word版 p43 | 様式5-10 | | | 運営体制ですが、運営初期の体制から途中で変更になる場合においては、本表を期間ごとに提出することによろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 44 | | 様式5-11 | (3) | ※2 | 「飛灰は未処理飛灰として排出する場合の年間発生量を記入すること」と記載がありますが、キレート添加および加湿水を含めない乾灰ベースでの年間発生量を記載すると理解して宜しいでしょうか。 | 本注釈は削除します。キレート添加および加湿水を含む処理飛灰として記載してください。修正します。 ※2 飛灰はキレート添加及び加湿水を含む処理飛灰として排出する場合の年間発生量を記入すること。 |
| 45 | | 様式5-11 | | | 本様式では提案書様式6-10と整合をとるため、資源化工場及びヘルシーランド福島への電力供給は考慮しないものと仮定し作成するとの考えでよろしいでしょうか。また、ヘルシーランド福島へ温水で熱供給するための使用電力量も考慮しないものと考えてよろしいでしょうか。 | 提案書様式6-10とは異なり、資源化工場及びヘルシーランド福島への電力供給及び熱供給のための使用電力量を考慮したものとしてください。なお、それぞれの使用量については今回提示する資料を参照してください。また、温水で熱供給する使用量は事業者において算定してください。 |
| 46 | | 様式5-11 | | | その他付帯施設使用電力量に見込む電力量の欄には、工場棟以外の管理棟・計量棟・小動物焼却施設棟・ストックヤード(仮設)で使用する電力量を記載するものと考えてよろしいでしょうか。 | No45の回答を考慮した上で、適宜、行を追加してください。 |
| 47 | | 様式6-1 | | | 事業実施区域とは、二期工事を含めた範囲と考えてよろしいでしょうか。 | 方針・体制の評価には二期工事は含みません。 |
| 48 | | 様式6-2 | | | 【記載要領】に「A4版 2ページ以内」とありますが、本敷地の細長い特徴に合わせて全体配置に関する提案を分かり易く伝えるため、A3版(横)1ページとしてもよろしいでしょうか。 | A 3 三つ折しも可とします。 |
| 49 | word版 p55 | 様式6-9 | | | 売電電力由来は、発電電力から使用電力を除いた電力量によるものとし、資源化工場及びヘルシーランド福島への電力供給は考慮しないものとする。と記載がありますが、購入電力由来も同様の考え方で資源化工場及びヘルシーランド福島への電力供給は考慮しないものと考えてよろしいでしょうか。 購入電力由来に当該電力供給を含める場合は、公平性確保の為に算出条件を統一することが必要と思慮しますので資源化工場とヘルシーランドへの供給電力量算定条件をご提示願います。また、供給日数条件は受変電設備の点検に伴う全停電期間(1日とする)を除く364日と考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。 |

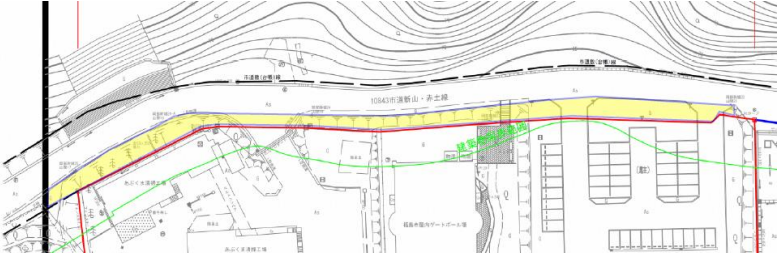
| | | | | | |
|----|------------------------|--------|------|---|--|
| 50 | word版 p55 | 様式6-9 | | 売電電力由来は、発電電力から使用電力を除いた電力量によるものとし、資源化工場及びヘルシーランド福島への電力供給は考慮しないものとする。とありますが、ヘルシーランドへの温水供給も考慮しない、という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 51 | | 様式6-10 | | 年間消費電力量において、ヘルシーランド福島へ温水で熱供給するための使用電力量は考慮しないものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 52 | | 様式6-10 | | 定格設計点には基準ごみで運転負荷率を考慮した時の電力収支を記入するという理解でよろしいでしょうか。また、定格設計点に記載する運転条件を評価すると理解して宜しいでしょうか。 | 前段については、事業者提案とします。後段については、様式6-10に記載された内容全てについて評価します。 |
| 53 | | 様式6-10 | | 消費電力量及び売電電力量には、資源化工場及びヘルシーランド福島への電力供給は考慮しないものとするがありますが、公正な競争にするためヘルシーランド福島への温水供給に見込むべき熱量をご提示頂けないでしょうか。 | ヘルシーランド福島への温水供給についても考慮しないものとします。 |
| 54 | | 様式6-10 | | 算定ケースの冬期・中間期・夏期の気温について、入札参加事業者間での算定条件を統一するため本表に記載する具体的な気温をご指定いただけないでしょうか。 | 提案によるものとします。 |
| 55 | | 様式6-25 | | 「【評価の視点】・地震、風水害等の自然災害時の対応におけるごみ処理の継続、緊急体制、早期復旧及び運営開始、来場者及び従業員の安全確保に関して、優れた提案がなされているか。」とありますが、優先交渉権者決定基準書の同項目では、「避難者及び」が追記されています。どちらが正かご教示下さい。 | 3. 優先交渉権者決定基準書に対する質問No4を参照してください。 |
| 56 | | 様式6-31 | 4-1) | 事業計画の地域貢献額について、JV比率のうち地元企業の割合の額は地域貢献額に含まれると考えてよろしいでしょうか。その場合、組員に地元企業を含むJVから地元企業への発注額についてはどのように算出すればよいかご教示下さい。 | 前段についてはご理解のとおりです。後段はJVを組成する地元企業の割合の額の他に、地元以外のJV組成員が1次下請けとして地元企業に発注する額があれば加算してください。 |
| 57 | | 様式6-31 | | 【記載要領】にある表の企業名（識別コード）とありますが、識別コードは何を示すのかご教示下さい。 | 「識別コード」は削除します。 |
| 58 | word版 p77 | 様式6-31 | | 表中の識別コードについて、何を提示すればよいのかご教示ください。 | No57を参照してください。 |
| 59 | word版 p77 | 様式6-31 | ※1 | 地元企業とは、本市内に本社・本店を置く企業とするとありますが、支店や営業所は評価の対象にはならないと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 60 | word版 p77 | 様式6-31 | ※2 | 建設事業者を構成するJVにて参加資格要件を満たす地元企業を含むJV構成にした場合、地元企業の出資比率を地元貢献額としてカウントしてよろしいでしょうか。 | No56を参照してください。 |
| 61 | word版 p77 | 様式6-31 | ※2 | 地元企業への発注が階層構造の場合、重複する金額は除外することとありますが、例えば建設工事において地元企業である一次下請から地元企業である二次下請けに発注した場合は、二次下請け分の金額は二重計上になるため除外するという理解でよろしいでしょうか。 | 考え方としてはご理解のとおりです。ただし、設計・建設については1次下請けまでとし、運営・維持管理についてのみ2次下請けまで計上できることとします。いずれも重複しないようにしてください。 |
| 62 | | 様式6-31 | | 「本市内発注予定額の達成状況を実績をもって確認」と有りますが、提案発注予定額が未達の場合の扱いについてご教示いただけないでしょうか。発注予定額（提案金額）の実現性を担保するためにもペナルティ等の設定が必要と考えます。 | 3. 優先交渉権者決定基準書に対する質問No7を参照してください。 |
| 63 | | 様式6-31 | | 「地元企業への発注が階層構造の場合、重複する金額は除外すること」と記載がありますが、設計・建設業務の元請となるJVから地元企業へ発注された場合の金額算定方法についてご教示いただけないでしょうか。（例：JVにおける地元企業の出資比率が30%の場合、当該JVから地元企業への発注額のうち70%分を地元企業への発注額として算定・提案する） | No56を参照してください。 |
| 64 | | 様式6-31 | | 表中に識別コードとございますが、何を指しているか（記載すべき情報について）ご教示いただけますでしょうか。 | No57を参照してください。 |
| 65 | excel版 様式7-1 ~13 | | | 注記に、「一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。（したがって、小数点第三位まで入力し、表示は小数点第一位を四捨五入すること。）」とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと（丸め誤差）はお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、一円単位で一致していれば可と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 66 | excel版 様式7-2 | | | 注記に、「運営固定費は、事業期間を通じて平均した費用とすること。」とございますが、事業期間でなく運営期間の令和10年度から29年度の20年で平均することよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 67 | excel版 様式7-2 | | | 令和5年度から9年度の開業費(様式7-5)は、様式7-2には記載しないと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 68 | excel版 様式7-8 | | | 注記に、「※4 例は削除して項目欄下(5行目)から記入すること。」とございますが、7行目からと読み替えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | |
|----|------------------|--|----|--|-------------------------------------|
| 69 | excel版 様式7-9 | | | 注記に、「※4 例は削除して項目欄下(5行目)から記入すること。」とございますが、7行目からと読み替えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 70 | excel版 様式7-12 | | | その他経費の運転変動費とはどのようなものを想定されているかご教示ください。 | 具体的に想定してるものはなく、必ずしも計上を求めるものではありません。 |
| 71 | excel版 様式7-10 | | | 単位表記について注記では単位が千円で指定される一方で表中では単位が円となっておりますが、注記に合わせて千円で統一してよろしいでしょうか。 | 千円単位としてください。 |
| 72 | excel版 様式7-13 | | ※4 | 法人実効税率は福島県の法人県民税や福島市の法人市民税並びに特別目的会社の資本金設定により算出されるとの認識ですが、特別目的会社の資本金額等により税率が変わることから、30.62%に代わる税率を計上してよろしいでしょうか。 | ※4のとおりとします。 |

9. 提出書類の作成要領

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答 |
|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|
| 1 | 1 | 1 | 1) | | 図1の袋とじの方法（正本）について、「背表紙（白紙）を糊付け」とありますが、書類の仕上がりを綺麗にするために、契約書の製本時等に一般的に用いられている製本テープ（白、押印可）を用いてもよろしいでしょうか。 | ページが脱落しないよう糊付けの上で正本テープを使用することは可とします。 |
| 2 | 1 | 1 | 1) | 図1 | 『袋とじにて作成し、代表企業の契約印を施すこと』とありますが枚数もあるため、ピス止め製本した資料へ表紙及び最終頁に綴じ印を押すことでよろしいでしょうか。また、分冊での提出としてもよろしいでしょうか。 | 前段については、不可とします。 後段については、分冊を可とします。 |
| 3 | 1 | 1 | 3) | | 「次の提出書類については、正・副本のほか、正・副本を電子媒体に記録したものを1部提出すること。その場合、一式をまとめて応募者記号を記載した任意の封筒に入れ封印して提出すること」とありますが、任意の封筒に入れ封印して提出するのは、正・副本を電子媒体に記録したものを1部であると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、正本、副本のデータはそれぞれ別なフォルダに分けて提出してください。 |
| 4 | 5 | 2 | (2) | | 参加資格申請書に関する提出書類は「様式2-1が表紙となるように共通事項に示す要領で綴ること」と記載がありますが、直前に参加申請書類の差替え等が発生する可能性があるため、袋綴じとはせず、任意のファイルに綴じ込む形とさせていただきます。 | 作成要領のとおりとします。 |
| 5 | 6 | 2 | (3) | | 個別対話に関する提出資料について、P6/ (3) に【正本1部・副本25部】と記載ありますが、一方で目次には【正本1部・副本20部】との記載がございます。副本の提出部数は、25部と理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。25部とします。 |
| 6 | 9 | 2 | (4) | 4) | 事業計画に関する提出書類（様式7-1～13）の提出に際しては、「副本には様式第7-1～3、13を添付しない」また、P11にて「企業名を特定または類推できる記載を行わない」旨の記載がございますが、様式7については入札金額と整合を取る必要があることから、万が一のリスクとして入札金額が外部に漏れ、適正な総合評価が行われなくなる危険性があると考えます。 そのため、入札金額と整合する様式7の正本については、P1に記載の電子媒体と同様に、封筒等に封印した上でご提出する等、提出方法を見直して頂けませんでしょうか。 | 正本については、価格提案書と同様に金庫管理とします。 |
| 7 | 11 | 3 | | | 基礎審査に関する提出書類等の書類の体裁について、正本、副本共に、分冊数や、目次、インデックスの有無は応募者が任意に決定してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 8 | 11 | 3 | (1) | 1) | 「企業名を特定または類推できる記載を行わないこと」とありますが、応募者のみに適用されると考えてよろしいでしょうか。 | 提出書類の副本には様式6-31の関心表明欄以外に企業名を記載しないこととさせていただきます。 |
| 9 | 11 | 3 | (1) | 1) | 提出書類については、企業名を特定または類推できる記載を行わないこととありますが、正本は関心表明書を含め企業名を明らかにし、副本は黒塗りするという理解でよろしいでしょうか。 | 関心表明書は、正本・副本とも企業名を明らかにしてください。 |
| 10 | 11 | 3 | (1) | 3) | 「他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当する様式番号、ページ等を適宜記入すること」との記載がありますが、補足資料による説明が必要な場合は、参照資料を添付として追加してもよろしいでしょうか。 | 可とします。ただし、非価格要素審査に関する提出書類（様式6-1～32）への追加資料は認めません。 |
| 11 | 11 | 3 | (1) | 4) | 「使用する用紙は、特に指定のない限り、A4縦長横書き両面とすること」とありますが、非価格要素審査に関する提出書類の32項目の提案様式についてはインデックスにより審査時の利便性を高めるため片面印刷で提出してもよろしいでしょうか。 | 各様式の先頭ページが表面に来るようにし、ページが複数ある場合は両面で印刷してください。 |
| 12 | 11 | 3 | (1) | 6) | 「文章に使用するフォントは原則として明朝体」とありますが、視認性・読みやすさ等を考慮し、明朝体以外のフォントを使用することは可能でしょうか。 | 作成要領のとおりとします。 |
| 13 | 11 | 3 | (1) | 11) | 「CD-R/DVD-Rの提出に当たっては・・・Word及びExcelにより作成」とありますが、図面などWord及びExcelで作成できない資料はPDFデータの提出でよろしいでしょうか。また、指定様式以外の様式については、PDFデータでの提出としてもよろしいでしょうか。 | 可とします。 ただし、一つの様式を複数の異なるソフトで作成する場合は、フォルダを作成しバラバラにならないように配慮してください。 |

10. 添付資料

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答 |
|-----|--------|-----|-----|----|---|--|
| 1 | 添付資料一覧 | | | | 添付資料5に示されている「福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場整備事業に係る用地測量・土木造成基本設計等業務委託報告書 令和3年3月」は別途配布されると理解して宜しいでしょうか。 | 敷地測量図と道路測量図のみの提供となります。名称については訂正いたします。 |
| 2 | 添付資料1 | | | | 全敷地面積図のCADデータを提供願います。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 3 | 添付資料1 | | | | 整備範囲について、建設予定地東側市道アスファルト舗装端と建設予定地の間に法面や、現況の外構構造物があります。(下図、黄色着色部)そちらにつきましては、今回事業とは別途で整備がなされるという認識でよろしいでしょうか。  | 市道敷(左図、黄色着色部)については、別途整備予定はありません。出入口等の工事が必要な場合は道路法24条に基づく申請の上事業者において整備していただくことになります。 |
| 4 | 添付資料2 | | | | 本図のCADデータについて、ご提供ください。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 5 | 添付資料2 | | | | 図中、赤着色ハイライト部は解体対象となる建築物等を特に抜き出して指し示されたものであり、青着色の施工範囲とされた範囲も西側の植栽帯を除き全て解体対象であり、2期工事で再整備されるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | 添付資料2 | | | | 図中、赤着色ハイライトされた建築物等は、地盤面下の基礎等も解体されるものとしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | 添付資料2 | | | | 添付資料1での2期工事面積A=15,962m2のうち、添付資料2において、資源化工場側の青着色が無く施工範囲外となる範囲の面積、その範囲における、生産施設面積、緑地等の面積についてご提示をお願いします。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 8 | 添付資料2 | | | | 資源化工場付近までが青着色の施工範囲となっています。資源化工場を運用される上での必要スペース(搬入車両、一般車両サービス車両の動線や駐車スペース他)は、青着色範囲外で確保されていると考えてよろしいでしょうか。また、現焼却工場解体後に別途設置される計量機は青着色範囲内に配置される想定でしょうか。想定位置や条件等についてご提示ください。 | 既設の出入口から車両の動線を考える場合は、青着色部を車両が通行することとなります。また、資源化工場職員の駐車場の整備も必要となります。計量機も青着色範囲内に配置される想定です。 |
| 9 | 添付資料3 | | | | 現状及び工事開始時点のユーティリティ：水道 第3章第1節1)において、本工事範囲外となっている水道の引込工事による、水道の引込位置についてご提示をお願いします。 | 2-1. 要求水準書(設計・建設業務編)に対する質問のNo100を参照してください。 |
| 10 | 添付資料3 | | | | 現状及び工事開始時点のユーティリティ： 今回事業の実施区域に対する、各ユーティリティ(上水、電気、通信、雨水排水)の取合い点について、ご提示ください。 | 事業者提案とします。 |
| 11 | 添付資料3 | | | | 現状及び工事開始時点のユーティリティ： 蒸気配管トレンチの仕様・形状がわかる図面等ご提示をお願いします。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 12 | 添付資料3 | | | | 雨水排水取合い点の深さや放流管の管径、管種をご教示いただけますでしょうか。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 13 | 添付資料4 | | | | 水道本管φ100からの引込位置は、新工場建設予定地と記された場所の東側の青丸印の個所と考えてよろしいでしょうか。 | 2-1. 要求水準書(設計・建設業務編)に対する質問のNo100を参照してください。 |
| 14 | 添付資料2 | | | | 二期工事予定平面図において、西側植栽帯は残置予定とのことですが、残置する植栽帯について図示をお願い致します。また、その面積をご教示下さい。(資源化工場分も別途ご教示下さい。) | 後日CD等により提供いたします。 |
| 15 | 添付資料4 | | | | 電路ルート(案)、上水道引込み(案)、電路ルート(現況)図において、資源化工場に現況 高圧引込み取合点(場内第1柱)が表記されていますが、本事業との関連をご教示下さい。要求水準書本文に記載が無いので、無関係及び再利用は不可と考えてよろしいでしょうか。 | 高圧引込み取合点(場内第1柱)は、現工場への引込位置を示しています。高圧引込み取合点(場内第1柱)は、現工場解体後に撤去予定です。 |

| | | | | | | |
|----|-------------------------|----|-----|-------|--|--|
| 16 | 添付5. 測量成果 | | | | 01敷地平面図の図中に「除染土」の記載がありますが、本工事で配慮すべき事項はなく、埋戻しが可能と考えて宜しいでしょうか。 | 現在は撤去完了しています。 |
| 17 | 添付資料8 01. p9 | 4 | 4.1 | 図4-2 | 図中に示される、埋設および架空配管(排水)、埋設配管(ふっ素、ほう素含有排水)について、現状使用されておらず、工事着手に伴い撤去可能と考えてよろしいでしょうか。 | 埋設および架空配管(排水)については現在使用されておらず撤去可能です。ただし、埋設配管(ふっ素、ほう素含有排水)については、現工場で使用中の排水経路となりますので撤去不可です。 |
| 18 | 添付資料8 01. p27 | 5 | 5.4 | 5.4.1 | 本文記載および図5-7 埋設物廃棄物の種類の概念図「廃棄物混じり土」として区分されている、「燃え殻含有廃棄物」「腐敗臭廃棄物」「燃え殻含有腐敗廃棄物」すべてを、要求水準書(土壤汚染対策工事)p23 2_3)処置処分にある、一般廃棄物と考える、という考え方でよろしいでしょうか。 | 廃棄物混じり土から土を除いた物が一般廃棄物となります。 |
| 19 | 添付09. R3土壤汚染等調査報告書 図5-1 | | | | 「添付資料9 R3土壤汚染等調査報告書 図5-1 過去の建物等の現況重ね図」に示されてる建物等の地下残置物の状況(残置躯体の平面形状・深さ、残置杭の径・長さ等)をご教示いただけますでしょうか。 | 後日、CD等にて提供いたします。 |
| 20 | 添付資料9 p18 | 3 | 3.5 | 3.5.1 | R3土壤汚染等調査報告書 p18~p33において、有害物質の含有量・溶出量についての分析結果を提示頂いています。これらは、土壌における深度方向の調査結果として取り扱うということによろしいでしょうか。(添付資料8-1において「覆土は廃棄物として取り扱う」(p35 6.3.5)「盛土を総体廃棄物とすることに、環境課と廃棄物対策課から反対意見なし」(p51表8-1)とあり、覆土下の地山層を土壤汚染対策法での地表面取り扱うようにも読み取れたため確認するものです。) | ご理解のとおりです。 |
| 21 | 添付資料9 p18 | 3 | 3.5 | 3.5.1 | R3土壤汚染等調査報告書 廃棄物混じり土の分析結果を提示頂いていますが、土壌の分析結果として利用していいのか廃棄物としての分析結果として取り扱うべきなのか、どちらでしょうか。 | 土壌の分析結果です。 |
| 22 | 添付資料9 p28 | 3 | 3.5 | 3.5.3 | R3土壤汚染等調査報告書 土壤汚染対策法の規制の対象となるのでしょうか。廃棄物が土壤汚染対策法の対象外として、地下構造物のコンクリート躯体と同じような扱いになるのでしょうか。(土壤汚染対策法での12条申請不要で取り扱うことができますでしょうか。) | 旧焼却工場由来ですので、一般廃棄物扱いとなりますので廃掃法に基づき処理していただくようになります。 |
| 23 | 添付資料9 p60 | 5 | 5.2 | | R3土壤汚染等調査報告書 「図5-1 過去の建築物等の重ね図」(p61)にて、地中に残置されている旧構造物の平面配置を図示頂いていますが、深度や厚さ等は把握できません。5.2に記載されている「受領した資料」についてご提示をお願いします。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 24 | 添付資料9 p61 | 61 | | | R3土壤汚染等調査報告書 「図5-1 過去の建築物等の重ね図」のCADデータについて、ご提示をお願いします。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 25 | 添付資料9 | | | | あぶくまCC柱状図a11 ボーリング調査孔口位置・標高 ボーリング柱状図を添付頂いていますが、各ボーリング箇所座標(北緯・東経)、孔口標高の記載がありません。土層や廃棄物混り層の調査時の掘削開始高さからの深度は読み取れますが、標高からの深度の想定出来ません。ご提示をお願いします。 | 後日CD等により提供いたします。 |
| 26 | 添付資料10・11 | | | | 資源化工場及びヘルシーランド福島について、施設別に時間ごとの消費電力が分かりましたらご教示ください。 | 時間ごとのデータはありません。 |
| 27 | 添付資料12 p19 | | | | 表3-2 持込ごみの時間別車両台数(平均搬入台数)の家庭系持込の可燃ごみは51台となっております。一方、表2-2及び表2-8での新施設の家庭系持込の可燃ごみは61台と記載されております。(10台の差あり) どちらを正として考えればよろしいでしょうか。 | 表2-8の61台が正です。 |
| 28 | 添付資料12 p19, 20 | | | | 表3-2, 3-3, 3-4 持込ごみの時間別車両台数(平均搬入台数)の貴市関係はそれぞれ平均10台、90%累積12台、最大14台となっております。一方、表2-8での新施設の貴市関係の搬入台数は平均13台、90%累積18台、最大26台となっております。 どちらを正として考えればよろしいでしょうか。 | 表2-8が正です。 |
| 29 | 添付資料12 | | | | 想定車両台数については、添付資料12を元に事業者で設定してよい、ということでしょうか。その場合、表2-3、2-4、2-5、2-8から、1日当たりの最大搬入車両台数は、可燃ごみ(含む可燃性粗大ごみ)が337台/日、ストックヤード行き(不燃ごみ・粗大ごみ・資源物)が370台/日、その他(小型動物は管理棟行なので除く)が33台/日、合計740台/日で、最大搬出車両台数が17台/日、と考えてよろしいでしょうか。 | 想定として算出した数字ですので、必要に応じて検討してください。 |
| 30 | 添付資料12 | | | | 可燃ごみ搬入量については、表1-1にて既設の実績値が、表2-2にて新施設の予測値が提示されていますが、可燃粗大ごみと可燃ごみの内訳が見当たりません。総処理量120t/dのうち、可燃粗大ごみの量は能力の20t/dと考え、表2-2の1/6の台数が可燃粗大ごみ搬入車と理解して良いでしょうか。 | 可燃性粗大ごみは、可燃ごみとして計量されるため実績値は不明です。 |

| 31 | 添付資料12 | | | | 可燃性粗大ごみを施設に持ち込む車両は、表2-2の委託車両、家庭系持込車両、事業系持込車両のうち、どの車両でしょうか。 | 家庭系持込車両です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--------|--------|-------|---|--|------------------|------|------|-----|-------------|-----|-----|----|------------------|-------|-------|-------|--------------|--------|--------|-------|------------|-----|-----|-----|-------------------|----|----|----|-----------|------|------|------|---------------|-----|----|----|--------|------|------|------|------------|-----|-----|----|------------|
| 32 | 添付資料12 | | | | 表2-4で示される、その他の搬入車両は、新施設では仮設ストックヤードで荷卸しする車両でしょうか。 <table border="1" data-bbox="766 256 1232 443"> <caption>表2-4 搬入車両台数(持ち込み車両)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>不燃ごみ</th> <th>粗大ごみ</th> <th>資源物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間処理量 (t/年)</td> <td>400</td> <td>140</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>1台あたり平均積載量 (t/台)</td> <td>0.026</td> <td>0.014</td> <td>0.017</td> </tr> <tr> <td>想定搬入台数 (台/年)</td> <td>15,385</td> <td>10,000</td> <td>3,824</td> </tr> <tr> <td>想定搬入日数 (日)</td> <td>244</td> <td>247</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>1日あたり平均搬入台数 (台/日)</td> <td>64</td> <td>41</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>90%累積搬入割合</td> <td>1.59</td> <td>1.54</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>90%累積搬入台数 (台)</td> <td>102</td> <td>64</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>最大搬入割合</td> <td>3.29</td> <td>2.49</td> <td>3.50</td> </tr> <tr> <td>最大搬入台数 (台)</td> <td>211</td> <td>103</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 資源物 | 年間処理量 (t/年) | 400 | 140 | 65 | 1台あたり平均積載量 (t/台) | 0.026 | 0.014 | 0.017 | 想定搬入台数 (台/年) | 15,385 | 10,000 | 3,824 | 想定搬入日数 (日) | 244 | 247 | 244 | 1日あたり平均搬入台数 (台/日) | 64 | 41 | 16 | 90%累積搬入割合 | 1.59 | 1.54 | 1.88 | 90%累積搬入台数 (台) | 102 | 64 | 31 | 最大搬入割合 | 3.29 | 2.49 | 3.50 | 最大搬入台数 (台) | 211 | 103 | 56 | ご理解のとおりです。 |
| 項目 | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 資源物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間処理量 (t/年) | 400 | 140 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1台あたり平均積載量 (t/台) | 0.026 | 0.014 | 0.017 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 想定搬入台数 (台/年) | 15,385 | 10,000 | 3,824 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 想定搬入日数 (日) | 244 | 247 | 244 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1日あたり平均搬入台数 (台/日) | 64 | 41 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90%累積搬入割合 | 1.59 | 1.54 | 1.88 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90%累積搬入台数 (台) | 102 | 64 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最大搬入割合 | 3.29 | 2.49 | 3.50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最大搬入台数 (台) | 211 | 103 | 56 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33 | 添付資料12 | 12 | - | - | 繁忙期における人員体制を検討するため、既設工場（あぶくまCC）において、搬入台数が特に多かった繁忙期（ゴールデンウィーク、年末年始）の年間日数をご教示いただけますでしょうか。 | 後日、CD等にて提供いたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34 | 添付資料13 | | | | 既設のヘルシーランド福島のプール、浴槽の熱源は蒸気を使用していると見受けられますが、今回の焼却施設更新に伴い蒸気供給から温水供給へ変更となるため、ヘルシーランド福島側も別途工事にて温水対応のものに機器更新をされると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |